

源氏物語余釈

二

校正訳注源氏物語余釈二之巻目録

若 紫 巻

わらはやみ一丁オ
 北山になんなにかし寺といふ所に
 よのひがものにて
 近衛の中将をすてて二丁ウ
 ははこそ故有べけれ
 なさけなき人になりゆかば
 あげちの大納言二丁オ
 おとなふになり給ふものなれば
 滝のよどみも
 すこししぞきて二丁ウ
 うどんぐ糸
 歌おく山の云々
 どこ三丁オ
 こんがうじのずず
 こんるり
 とよらの寺
 ひちりき三丁ウ
 さうのふえ
 きん四丁オ
 山の鳥もおどろかし
 まれまれはあさましの御事や云々
 いのちたに

さすかに櫛おしたれてさしたる額つき十丁ウ
 内教坊
 内侍所
 ゆるしいろ十二丁オ
 うはしらみたる
 なこりなうくろきうちぎ十二丁ウ
 ふるぎのかはきぬ
 わかきものはかたちかくれず十二丁オ
 いともかしこきうたとは
 今やう色のえゆるすまじくつやなうふるめきたるなほしの云々十二丁ウ
 うらうへひとしうこまやかなる云々十三丁オ
 くれなぬの一はなごころも十三丁ウ
 だいばん所
 たたらめの花
 みかさの山のをとめをばすてて十五丁ウ
 かいねり
 歌あはぬ夜を云々十六丁ウ
 御そひとぐ
 をとこだうか十七丁オ
 七日のせち糸
 きやうだいからくしげかかげのはこ十八丁オ
 けうあるもんつきて十八丁ウ
 はぐるめも
 かく心ぐるしきものをも見てゐたてて十九丁オ

おしつつみ給へるさまも四丁ウ
 王命婦
 くらふの山に
 ほだし五丁オ
 あしわかの浦
 歌あさぼらけ云々
 きりのまがき五丁ウ
 さはりしもせじ
 あづまをすがきて
 はるかに霞みわたりて云々六丁オ
 末 摘 花 巻
 兵部大輔七丁オ
 父君のもとをさとにて七丁オ
 ひたちのみこ
 いま一くさや
 あはれは聞しる人こそあれ
 御かさやどり八丁オ
 ふたま八丁ウ
 いとつつましげに
 さくはち九丁ウ
 たいこをさへ
 くたいてける云々
 みだいひそく
 しろきぬの九丁ウ
 しびら

紅 葉 賀 巻

朱雀院二十丁オ
 御幸二十丁ウ
 青海波
 かれうびんが
 歌から人の云々
 かうやうのかたさへたどたどしからず云々廿二丁オ
 御后ことはのかねてもと
 かいしろ廿二丁ウ
 いうそく
 かざしの紅葉云々きくを折て二十丁オ
 なやらふとて
 名だかき御おひ二十二丁ウ
 内宴
 歌よそへつつ云々廿三丁オ
 たたちりばかり此花ひらにと聞ゆ
 あざれたるうちきすがた
 さうのことは中のほそをのたへかたきこそ廿三丁ウ
 平調におしくだして
 うねべ女藏人廿四丁ウ
 御けつりぐしみうちきの人廿五丁オ
 まかは廿六丁オ
 いみじうはづれそそけたり
 まだかか物こそ思ひ侍らね
 見まほしきはかぎりありかかるとや廿六丁ウ

うんめいてん廿七丁オ
 瓜つくりになりやしなまし
 がくしうにありけんむかしの人も廿七丁ウ
 なかなかしるく見つけ給ひて云々その人なめりと見給ふに廿八丁オ
 ほころびは

桜のからのまの御なほし
 袖口などたうかのをり卅三丁オ
 扇をとられて
 いとうれしきものから

目 録 終

歌あらだちし云々
 おびは中将のなりけり我御なほしよりは云々はたそでもなかりけり廿八丁ウ
 まことはうしや世中よ
 とこの山なる廿九丁オ
 七月にその後給ふめりし
 御こしの内もおもひやられて廿九丁ウ

花 宴 卷

南殿のさくらの宴卅丁オ
 たんぬん給はりて卅一丁オ
 やすき事なれど
 春の鶯さへつるといふまひ
 柳花苑卅二丁ウ
 かうじもえやらす
 きこえたがへたるもじかなとて
 するしの扇はさくらのみへかさね卅三丁オ
 ととのへさせ給へるけなり
 そしうなる
 弓のけち
 藤の宴卅三丁ウ
 女みこたちなども

校正訳注源氏物語余積二二之卷

萩原広道纂注

○若紫卷余積

わらはやみ 一丁オ(翻刻四ページ) **余**続博物志卷十云「瘡鬼小不能
 病^レ巨人^一。故曰、壯子不^レ病^レ瘡。晋人云、君子不^レ病^レ瘡。蜀人以^二
 瘡瘡^一為^二奴婢瘡^一。秦漢故事云「昌意子七歳、七月七日死。後為^二三豆
 鬼^一著^レ人、為^二瘡病^一。故為^二童病^一」。宇治拾遺十二「むかし閑院大臣殿
 冬嗣、三位中将におはしける時、わらは病をおもくわづらひ給ひけるが、
 神名といふ所に叡美といふ持経者なん、童病よく祈りおとし給ふと申人
 有ければ、この持経者にいのらせんとて行給ふに云々」。
釈「わらはやみ」といふ名のよしは、右に引たる秦漢故事の事よりし
 るべし。旧注に瘡のおとしやうなど記されたるは、余りに過たり。ただ
 まじなひ加持せさせんために北山のひじりがり行給ふとのみ見てことた
 るべし。

北山になんなにがし寺といふ所に

同(翻刻四ページ) **釈**河海に、

この北山に万葉集の「向南山にたなびく雲」といふ歌を引給へるを、拾
 遺にことごとしく弁へたり。されど、すべて用なければ共にはおきつ。
 京より北の方なる山なれば北山と今もいひて、まがひあるべくもあらず。
 「なにがし寺は鞍馬寺也」とて、鞍馬寺の縁起など挙げられたるも、共に
 不用の注なれば、今はとらず。ただ其わたりのこととのみ見てあるべし。
よのひがものにて 四丁ウ(翻刻八ページ) **新**世中にすぐれてひが物
 ぞといふなり。されど此人道をひがものといふは、思ふに、こは源家の
 大臣の子なりけるを、時の他姓の執政のわがまましつつ、源家はかげも

なきやうなるをくちをしく思ひて、時にへつらはねば、内のまじらひも
 心ゆかで、中将をすてて国守とはなりしならん。その上に姫のよろしき
 を見て、いかで内にも奉らんとおもへど、家の内もとまず、且いきほひ
 なければ、奉るべきよしもなくなどある故に、国守にて内々ゆたかにな
 りてむすめをかしづきたてて、末のすぐせまかせんなどの意也。
釈此新釈の論は、皆文外のおしはかりごとなれど、げにこのほどの世
 はさるやうもありしならんとて、試にかきくはへつ。
近衛の中将をすてて 同(翻刻八ページ) **河**藤原美方朝臣、長徳三年
 正月十三日辞^二左中将^一任^二陸奥守^一。即日還昇。此外例可^レ勸。

細上略また山蔭の中納言、中将を辞して備前守に任じて国に下るよし、
 三代実録に見えたり。
拾佐理卿の大式に請ひなりて下られしなどを思ひてかけるにや。
ははこそゆゑあるべけれ云々 六丁オ(翻刻二ページ) **細**良清が詞
 也。母の族姓をいふ也。松風巻に此族姓の事見えたり。

弄系図には誰ともなし。但松風巻に、大井の古卿兼明親王の事見ゆ。
 しかれば、かの御女に准じて心得べきにや。
釈准抛の事は例のよしなし。「ゆゑ有」といふことを、あながちに族姓
 の事と見られたるもいかが。唯よしある人といふがごとき意也。ここは
 むすめのかしづきさまの事をいへるなれば、族姓の事のみにはあらじ。

なさけなき人になりゆかば 同ウ(翻刻二ページ) **河**後々の国司の
 事を云也。素寂はにの字を止て了見をくはへたり。不足^二信用^一。
岷「人なりゆかば」は、なさけなき人、国司になりてゆかば、と云歟。
 用べからず。

細今までは国守の所望するをいひのがれけれども、後々に情なき人
 などの此国の守に成て、入道が心おきてをも云やぶりて迎へとる人もあ

るべき、と也。

〔余上の「あなかびたらん」をうけていへるにて、其むすめの情なくこちなきものにおひたちゆかば、といへるなるべし。「心やすくても、えおきたらじ」は、さやうにこちこちしくなりゆかば、いかにいつきやしなふことのおろかならぬ親なりとも、心やすく見るべきや、安堵するよはあらじ、といへる心ならん。〕

〔後々の国司の事〕といふ説はよしなきこと、玉小櫛にいはれたるがごとし。「に」の字を止て」とある説も、国司ともいはでただ「なりゆく」として聞えがたき事、河海に用ぬられざりしがごとし。余滴の説はきはめてひがこと也。「人に」とある語、さらに女の事とは聞えず。親の安堵せぬよしにいへるも、ここにはかなひがたし。ただ安心してむすめを今までのやうにてはえおくまじ、といふ語勢にのみ聞ゆる也。さて、愚案は頭書に注せるがごとくなるを、猶また案に、い「でやさいふとも」といふより、したがひたらん、といふまでは、一人が難じていへる詞、ははこそ故有べけれ、といふよりは、良清ならぬ又の一人が入道のかたさまの事を知居ていふ詞とも見るべきか。とにかくに、(一)ゆゑあるべけれ、(二)もてなすなれ、とある二ツのれの辞、抑へていへる意か推量りていへる意か、まぎらはしき故に、うつなく定めていひがたし。猶他の例どもをも見合せて考へ物すべくなん。

〔あぜちの大納言〕 十三丁オ(翻刻二二ページ)〔河養老三年始置按察使〕。〔職原抄云〕「陸奥出羽按察使府。按察使、相当従四位下、近代納言已上兼之。」

おとなになり給ふものなれば 十五丁オ(翻刻二四ページ)〔玉補〕「給ふる」とか「侍る」とか有べき所なり。「給ふ物」とあるは誤也。

〔秋〕此説一わたりさる事のごとくなれど、猶思ふに、「おとなになる」と

うどんぐゑ

二十丁オ(翻刻三三ページ)〔河天台云〕「優曇華、三千年一現。々々、則金輪王出云々」。文句云、「優曇華者、新云鄔曇鉢羅、翻為瑞応花。金輪王出海水減少、金輪路現、此華乃生。金輪王之先兆」。又云、「靈瑞華似蓮華」。故云、疑云、法華無量劫難聞、譬如靈瑞者有所以。若三千年此花現者、何為靈瑞乎。答云、一義云、此花開時分歷三千年、每三千年非出現」。

〔細〕優曇華、此云瑞応。泥洹經云、閻浮提内有樹王。名優曇華。有実無花。優曇鉢樹有金華者、世乃有仏。

歌 おく山の云々 同ウ(翻刻三三ページ)〔孟〕あし引の山桜戸をまれにあげてまだ見ぬ花の色を見るかな(※左で契沖も言っているが、孟津抄が引く定家の歌は、「あし引の山桜戸をまれにあげて花こそあるじ誰を待つらん」が正しい)

〔細〕「山桜戸を稀にあげて」の句法也。

〔拾〕今按、定家卿の歌は、万葉第十一(足引の山桜戸を明置てわがまつ人をたれかとどむる、此歌を本歌の本体にして、腰の句「あけ置て」といふを、今のこの「まれにあげて」といふにかへ、下句「花こそあるじ誰を待らん」は、公任卿の「花こそ宿のあるじなりけれ」といふをとりてわが待君をといふにあはされたれば、彼腰の句は此歌をとられたりところあるべきに、かへりてここを彼句法といふは顛倒せり。孟津に定家卿の歌の下句を「まだ見ぬ花の色をみるかな」とあるは、暗記のあやまり歟、転写の誤歟。「おく山の松の扉」とは、万葉に十一(奥山の真木の板戸をおしひらきし糸や出こね後は何せん、奥山のまきの板戸を音はやみ妹があたりの霜の上にぬぬ、十四(おく山のまきの板戸をとどとしてわがひらかんに入来てなきね。これらは真木は奥山に有物なればかくつづけたり。これら同じつづげやうなる上、やがて所にかなひてよめり。「花

いへるは、成長して人の妻になる事と聞ゆれば、ここは源氏君の室となり給ふべき事をいふ故に、敬ひて給ふといはんもさるべき事なるにや。

〔滝のよとみも〕 同ウ(翻刻二五ページ)〔玉〕少し打そぞぐといふばかりの雨に、滝の水のまさんこと、いかかとも聞ゆれど、滝はただ山川の早瀬のことなれば、その細き流れなどは、しばしふる雨にもたちまち水はますこと也。

〔新〕滝の淀には常は音すくなきを、雨に風さへふけば、淀も水増て音高きといふ歟。

〔細〕雨に滝のおとのますこと也。「山中一夜雨、樹杪百重泉」などいふがごとし。

〔河古今恋二〕滝つせの中にもよどはありてふをなどわが恋のふちせともなき

〔余〕山中一夜雨云々、これは王維が作にて、「送東川李使君」と題せる詩中の二句也。

〔秋〕本のままにて右の説どもを助けていはば、滝の淀も打そそきたる雨にまさる故に、落ゆく滝の音もまさる、といひて有べし。然れども、猶頭書に挙たる玉小櫛補遺の説、ことわり有べし。

すこししぞきて 十六丁オ(翻刻二六ページ)〔玉源氏君也。此詞、「ほとけの」といふ上へうつして心得べし。すこし退き給ふ故に見え給はぬによりて、ひがみかたとどる也。

〔秋〕此説いかがなり。聞しらぬやうにやは、とてみざり出る人あなり、といふにつづけて書たれば、さは聞えがたし。出たる人のすこし退きて、ひがみかたとどる也。前後の文勢を味はひてしるべし。隔句法とても、かやうの所入まじりては聞えぬことなるうへに、情景もいたく劣れるをや。くらき故にすこし退きてうかがひたるさま也。

のかほ」とよめる歌、後撰春下(き)のふ見し花の貌とてけさみればねてこそさらに色増りけれ、三条右大臣興風集(う)すくこき色はまがへど花といへばひとつかほにも見えわたるかな、拾遺(さ)くら花露にぬれたる貌みればなきてわかれし人ぞ恋しき。

〔どこ〕 同(翻刻三三ページ)〔余〕行法肝要抄云、「五鈷三鈷金仏蓮三部杵也。五鈷五部之金剛、故為金剛部。三鈷三部一体、故為仏部。独鈷摧破杵也。西方為通調伏、妙觀察智、説法断疑。是摧破也。西方蓮華即理也。理独一法界、故為一鈷」。

こんがうじのず 同(翻刻三三ページ)〔最〕欽明天皇御時、太子六歳十月に、百濟国より経律并種々の重宝等を吾朝へ渡さるる中に、件の御念珠有之歟。大和国法隆寺へ、文永の頃、能海法印・良観上人、同道して参詣之次、彼寺重宝等拝観之時、御念珠両三連在之。其中に金剛子数珠相交者也。

〔余〕数珠経略云、「其数珠体、種々不(レ)同(二)校量(一)、乃至椶子(拾)一遍得(二)福千倍(一)、蓮子得(二)福万倍(一)、水精得(二)千億倍(一)、若(二)菩提子(一)或手持得(二)福無量(一)。

こんるり 同(翻刻三三ページ)〔余〕名義集曰、「瑠璃、此云青色宝。言金翅鳥之卵殻。鬼神得之、出売与人。名紺瑠璃」。

とよらの寺 廿二丁オ(翻刻三五ページ)〔余〕大和高市郡にあり。三代実録卷四十三「宗岳朝臣木村等言、建興寺者、是先祖大臣宗我稲目宿禰之所建也云々。彼寺推古天皇之旧宮也。元号豊浦。故為寺名云云」。

〔秋〕北畠守部が催馬楽譜の入綾に云、「豊浦寺の事、行囊抄を考るに云、「元興寺ハ、飛鳥村の西南、久米寺へ行方二在。豊等村ノ内也。昔ハ四方二四門ヲ建テ、四ノ額ヲ掛タリ。扁曰、東門二ハ飛鳥寺、西門二ハ葛城寺」一本二ハ法興、寺ト誤レリ。南門二ハ元興寺、北門二ハ法満寺ト云。境内方廿二町余、

最坊舎数十字有シト也。今ハ僅ニ、二間三間ノ瓦葺ノ御堂ニ、御丈一丈、
 釈迦仏ノ銅像一休、昔ノ余波ニ残レリ云々。豊浦寺云是也』と見え、又
 大和巡路記に、此寺の記録として引て、右の趣にいへり。然れば、此寺、
 東門は飛鳥に向ひたる故に飛鳥寺といひ、西門は葛城に向ひたる故に葛
 城寺といひしなるべし。推古御時、葛城辺にいまだ寺あらざりければ、
 彼四ツ五ツの寺号の中にも、豊浦はもとの大宮の号、飛鳥・葛城は地名
 なりける故に、かの四天王寺を難波寺といひしやうに、専ら此二ツを以
 て呼しならんかし。然るときは、別に葛城寺といふが有しにはあらず。
 今此四句は、彼榎葉井の在方角を、此寺の前通にして、少し西の方にあ
 るよしを、詞をかへて云るにて、二ヶ寺のあはひと云にはあらず云々。則
 葛城寺の前なるや、其同じ豊浦の寺の西なるや、といふ意なり。又其え
 のはあも、葛城寺のえのはあといひならへるままに、無名抄のごとくは
 はかけるなれば、かれもひが事にはあらじ』といへり。此説さもあらん
 か。然れども、引たる書、後世の物なれば、なほよく其たしかなる証を
 考へ合せて定むべくなん。

ひちりき

同〔翻刻三五ページ〕河律書図云、「大筆築、小筆築」。

岷事物紀原云、「説文曰、羌人所吹、其声悲切、本名悲築」。

余和名抄云、「律書築図云云、畢栗一音、和名比千利岐」。

さうのふえ

同〔翻刻三五ページ〕河笙説文曰、「笙十三簧、象鳳之身」。

呉曰、「列管以象鳳翼也」。或云、「鸞翼鳳音。爾雅曰、「夫笙謂之簧」。

郭璞曰、「列管匏中、施簧管端」。列仙伝曰、「王子喬、好吹笙作鳳鳴」。

鸞鳳類。故通言之。李嬌笙詩曰、「形写歌鸞翼、声随舞鳳哀」。

きん

同ウ〔翻刻三五ページ〕河琴神農作云々。元五絃、宮商角徵羽、是也。

加三文武王絃、合七絃也。琴操曰、「長三尺六寸六分象三百六十日、前広後狭象尊卑、上四下方象天地、五絃象五行」。

せん。古今・後撰の歌の本末を合て一首となして引たるは、笑ふにたへぬこと也。源注拾遺・新釈にも是をとがめいはざりしは、見おとしたるにや。

おしつみ給へるさまも

廿六丁オ〔翻刻四一ページ〕花河海につつみぶみをたて文の事にいへる、おほつかなし。つつみ文は宇治の巻に見えたり。たて文にてはあるまじきにや。嫁娶記に見え侍り。艶書のつつみやうは、仮令紫或は紅の薄様二重に歌をかきて、おしたたみて引むすびて墨を引て、其を又薄様を一重にて薬もしは砂金などの如くつつみて、同薄様をほそくきりてひねりて頸をゆふ也。これに墨を引不引は両説也。
 新花鳥の説まことなるべし。雅亮装束抄に「女御参、智取などの文は、結びて畏む」とあり。

王命婦

廿八丁オ〔翻刻四四ページ〕河王氏の命婦也。又上古は王姓をも給ける也。続日本紀曰、「藤津王等言、亡父少納言正存日、作請姓之表。云、臣男四人、女四人、雖蒙王姓、以世言之、不殊匹庶」。
 釈「王姓をも給ける」とあるは、いふかしき注也。姓を賜はるは、やがて臣下の列に入給ふ証なれば、王といふ姓を給ふべきいはれなし。続紀に「王姓」とあるは、さる姓ありしにはあらず、ただかるく添ていへるのみ也。そは此時始て姓を賜はらんとて表を上り給へるなれば、此前に姓のなかりし事はしられたり。さてこの王命婦は、王とある人の女などの、命婦になれるをいふなるべし。

くらぶの山に

廿九丁オ〔翻刻四五ページ〕花六帖二くらぶ山くらしと名にはたてれどもいもがりといはば夜もこえなん。今案、此歌いたくかなはねども、くらぶ山をくらきかたによめる歌なれば、この詞にすこしたよりあるにや。心は、夜がはやくあくれば、しばらくくらき所にやどりはとらまほしき、と也。京極中納言のこの詞をとりてよめる

〔河海抄、此次に五節の事あり。又白虎通に、「琴者禁也。禁追於邪氣、以正人心也」といへるを引て、「源氏君わらはやみの時分なれば、僧都琴をすすめ申も若心有歎」などあるは、余りに過たるべし。又允恭天皇・天武天皇の弾給ひし事をも、唐の琴のごと注し給へるもいかが。天武の御事はさもあらばあれ、允恭の御時は日本琴なる事決し。

山の鳥もおどろかし

同〔翻刻三五ページ〕河琴書「師曠晋之樂官也。工於琴。能易寒暑、占風雨。晋平公鼓之、感玄鶴、六十下舞」。列子云、「瓠巴鼓琴、琴瑟、鳥舞而鳴、魚躍而遊矣」。

余史記「師曠援琴一奏、玄鶴一双集于門。再奏延頸而鳴、舒翼而舞。まればあさましの御事や云々」 廿五丁オ〔翻刻三九ページ〕箋

たまさかの一言も曲なきと也。傍におきて其時々忍び給ふ事などこそ、とはぬはつらき」などといふ恨もあらめ、本台の人に似合ざる詞ぞ、と源のたまふ也。

万いやしき人などこそ、といへるにや。

〔右の説ども、「まればあさましの御事や」とあるを「たまさかの一言」と注せられたるは、はもじの意をばいかか釈べき。必さはあるまじき也。万水一露に「いやしき人などこそ」といへるは、「分際」とあるにはかなへれど、ここは尊卑をいふ所ならねば、なほ本台と側室との分際なるべし。

いのちだに

同〔翻刻三九ページ〕河細いのちだに心にかなふ物ならば何かは人をうらみしもせん

余此歌大に誤れり。上句は古今集離別、白女がよみたる「何かわかれのかなしからまし」といへる歌をそのまま用ゐたり。さて下句の「何かは人を」といへるは、後撰集一に「よみ人しらず、わたつみにふかき心のなかりせば何かは君をうらみしもせん」とあり。又伊勢集に「つらくなりたる人に、わたつみのふかき心のかはらずは何かは人を恨みしも

歌、兼厭暁恋今夜だにくらぶの山にやどもがなあかつきしらぬ夢やさめぬと。やどりせぬくらぶの山をうらみつつはかなの春の夢のまくらや。余真淵云、「天武紀に倉部・倉屋など有は、近江也。山城に在と後にいふは誤也。歌は古今集に二首あり。又暗にはふを清、競には濁るといふ説は、古意にくらき説也。かかるいひよせは、その本語のままに云て、よせたき心には清も濁るもかはらぬ例なるを、古意しらぬ人はかかる説をいふ也。此くらぶはもと濁る言也」。

ほだし

卅四丁オ〔翻刻五二ページ〕余古今集雑下「もののべのよしな世のうきめ見えぬ山路へいらんには思ふ人こそほだしなりけれ」。和名抄刑罰具、「鈍加奈保太之、鑢足具也」。

あしわかぬ浦

卅八丁オ〔翻刻五八ページ〕細芦の若きにわかぬ浦をよせたり。

拾今按、芦若の浦を別にひとつの名所とするは誤れるを、此細流にはよく釈し給へり。芦の若きによせたる事、少納言がかへしにあしを捨て只「わかぬ浦」とよめるにて明らか也。又元真集に、かのえさるを隠題によめる歌なにはがたこげと小船はあしわかぬのえさるほどこそ久しかりけれ。これは「芦分小舟さはりおほみ」の心にて、あしわかぬしげれる江をこぎさるほどの久しき、とよめり。若きあしはことにやはらかなる物にて、よわければ、古事記にも「武雷神、建御名方神の御手を取給へば、若い葦のごとし」といへり。万葉第二の歌に「葦わかぬ足痛吾勢」とよめり。別注之。

新元真集に云々てふによれば、摂津にあしわか江といふ有か。しからば、少納言が返しは只わかき心のみよりて、紀の国のわかぬ浦をとり出たるなるべし。返歌に其を意得て他の名所をもていふも常あること也。

拾細新勅撰恋一「よみ人しらずあしわかぬ浦にきよするしら波のしら

じな君は吾おもふとも」。此歌六帖卷五「いひはじむ」といへる題の部にいれり。新勅撰集恋一にいだせり。「立ながらかへる波」とは、後撰集恋四「よみ人不知こりずまの浦のしら波立出てよるほどもなくかへるばかりか」。

〔秋〕拾遺よろし。新積はわろし。河内に若江といふ所も今あれど、なほそれにはあらじかし。

歌 朝ぼらけ云々 四十一丁ウ（翻刻六三ページ）〔拾〕今按、霧のたちまよふといふを道をまよふにかねたり。万葉十一「妹が門行過かねて草結ぶ風吹とくなあはん日までに。催馬楽の歌もこれより出たるべし」。

〔秋〕この説、「霧の立まよふを道をまよふにかねたり」とあるは、過たるべし。ただ霧のまよひにもゆきすぎがたき意とのみきこえたる物をや。

きりのまがき 四十二丁オ（翻刻六四ページ）〔拾〕菅家万葉下「君に見えんことやゆゆしき女郎花霧のまがきに立かくるらん。さやかにもけさは見えずやをみなべし霧のまがきに立かくれつつ。曾丹集「山里にきりのまがきのへたてずはをちかた人の袖も見てまし」。

さはりしもせじ

同（翻刻六四ページ）余後撰恋五「雨にさはらずまできて、そら物語などしけるをとこの」。思ひやる心ばかりはさはらじを

なにへだつらん峰のしら雲。大和物語「としこ、雨のふりける夜、ちかぬを待けり。雨にやさはりけん、ござりけり」。次郎百首・隔遠路恋、都人恋しきまでに音せぬはなこそこの関にさはるにやあらん。万葉卷五「すべもなくくるしくあれば出はしりいななど思へどこらにさやりぬ。このさやりぬに同じ障らるるなり。（※後撰集の「思ひやる」の歌は、離別鬮旅の巻に含まれる。その前の恋五の詞書とは別）

あづまをすがかきて

四十六丁オ（翻刻六九ページ）〔秋〕日本琴をあづ

まといふは、もと東遊の歌をひくより出たる名なるべし。さて東遊とい

給ふ也。

追加 はるかにかすみわたりて云々

三丁ウ（翻刻七ページ）〔秋〕中島広

足の海人のくくつに云、「源氏物語の文にはゆる草子地の詞あり、人々の詞あり、又人々の心のうちをただにいふ詞あり。此三の差別、其詞つづきの堺大かたいとよくわかれたるを、またおのづからうつりゆきて地の詞より人の心のうちをいふ詞になり、或はこころのうちをいふ詞より地にうつり、其間に人の詞のまじりなど、なほさまさまにはたらかしかきたる所あり。これ紫式部が文法のすぐれたる故のみにはあらず、すべて物語文は、そのかみ人の物がたらふまを記せるさまに物したれば、詞のしらべにまかせておのづからしかうつれるもの也。今俗にも、人のさまさまと世のありさまをかたりあふ中には、さやうのおもむきにおのづからうつり行語あるを、其しらべにまかせてきく人はたしらずしらずよく聞とりゆくがごとし。さるを、玉小櫛に、詞の堺なくてとのはぬやうにおもはれて、もじの落たるにや、などいはれたる所もあるは、委しく考へざりし故なり。かれ今其例をいささか左にあげぬ」とて、巻中の例ども挙られたる中に、ここの文も出たるを、既に本文を彫せたる後に此書を見たりしかば、いとくちをしくてここに物しつ。「○」はるかにすみわたりて、四方の梢そこはかとなうけふりわたれるほど、系にいとよくもにたるかな、かかる所にすむ人、心に思ひ残す事はあらしじかし、とのたまへば云々。又くれかかりぬれど、おこらせ給はずなりぬるにこそはあめれ云々」。この説いとよろしければ、随ふべし。さればかしこの釈に「はるかにかすみわたりて、といふ所より、「源氏君の詞なるへし」といへるも、「語中にけしきをかたり給也」といへるも、共にわるかりき。けしきをかたる中に詞にうつる法也、とこそいふべかりけれ。

ふ名は、東国のひな歌ををかしくうたふより出たる也。もろこしの琴にむかへてやまと琴といふだにいかがしきいひざまなるに、東としもいひならへるはいとあかぬこと也。これわが皇国の固有の琴なるものを。

〔河〕あづまは和琴の惣名なれども、又東調とて秘曲ある也。常陸歌は風俗の秘事四首の其二也。東調にて此歌をうたふを今の世しる人まれ也云々。

〔花〕和琴に菅攢片攢とて神楽・催馬楽に用る事あり。五ツ拍子にはすがかき、三度拍子にはかたがきといへり。又箏にも毎し楽曲終にかくを菅攢と云と云々。

〔弄〕一禪御講尺の時は、未分明の由のたまひきと云々。尚可尋。

最凡菅根をあつめて其音をかきいだして、すがかきの秘曲とす。和琴のかたち、弓を六張たてならべて、その姿につくれり。本はせばく末はひろし云々。親行許へ、和琴大夫教豪状云、「あづまをすがかきて、ひたちには田をこそつくれ」とは、尽身にいとむ事に候を、みな被知食て候らめども、あづまと申候名は和琴をばたども申候へども、是は東調と申て道の秘事にて候。『ひたちには田をこそ』と候は、風俗の秘事四首の内第一の也。あづまのしらべにてすがかき候て、風俗をばうたふことにて候を、今はくはしくしりて候人もすくなく候らん。それをしらん人は心みよと書置て候けるやらんと思候間、涙難禁候、如何云々。行阿云、若菜上に、柏木衛門督のすがかきしたる、とあり。其所より三四行がかみに、しらべにしたがひてあとあるべし、とみえたる也。若紫此段と若菜上の詞と符号せり。

〔秋〕河海の説は右の最秘抄の旨をつづめて記し給へる也。然れども、此所の文の意、さるむつかしき事とは聞えず。もし東調に弾給ふ意ならば、「あづまに」とこそ有べけれ。さればこは、ただあづま琴をすがかき

○末摘花卷余釈

兵部大輔

二丁オ(翻刻八ページ)玉此人「わかむどほり」とのみにひて、いづれの子ともしられず、まぎらはしきしるしざまなるを、今よく考ふるに、これも常陸親王の御子にて、末摘花君の御せうとの如く聞えたり。其故は、むすめの命婦が事をいふに「父君の許を里にて」といひて、下に「大輔の君はほかにぞ住ける。ここには云々」といへるは、末摘花と御兄弟なれば同じ宮にも住べき人なる故也。もし御兄弟にあらずは、ほかにすむことをことわるべきよしなきにあらずや。又命婦が常陸宮に参り通ふも、此縁によりてなるべし。もし然らずは、参り通ふゆえよしをいふべきことなるに、それを何ともいはずして、ただ「父君の許を里にて行かよふ」といへるつづきに、やがて「こひたちのみこの云々」と書出たるは、その父君の御父の常陸宮といはぬばかりに聞えたり。又下に、命婦が源氏君のために媒する事をいへる所に、「父君にも、かかる事なんともいはざりけり」とあるも、末摘花の御せうとなる故とこそ聞えたり。もし他人ならむには、人の忍び事の媒する事を父などにはいふまじきはもとよりの事なれば、かくことわるべきにあざれば也。されば必末摘花の御せうと聞えたるに、たしかに然いへる文もなく、又末摘花の御身のたづきなき事どもなどいへる中に、蓬生巻にまれにも訪ひくる人は御せうとの禪師の君のみなるよしのみ見えて、此大輔君の事は此巻にもかの巻にもいかにとも見えたる事なきなどは、御せうとのやうにも聞えず、これかれまぎらはしき事なり。然るに、諸抄にかつてそのさだなきも又いかにぞや。

釈此説いとよく考へられたり。案に、蓬生巻なる禪師の君は、此兵部

にあらねど、詩をあまりに作らんよりは酒はすこし好むともうたてかるべし。

あはれは聞しる人こそあなれ

四丁ウ(翻刻一〇ページ)河ものあはれしる人にこそあれ。六帖(琴のねをききしる人のあるなべにいまぞたちはてしををもすくべき。湖月二引ルハつぐべきトアリ。ををもすくべき)。

花ものあはれしる人こそあなれ。伯牙弾(琴)鍾子期知音(音)たる心也。

弄(孟)命婦をさして「しる人」といへり。

岷あはれしる人こそい本あはれききしる人こそ。

釈此所諸本異(同)ありて意の明らかならざる事、右に挙たるがごとし。案に、河海に引れたる歌は、かの伯牙・鍾子期が故事を思ひたる歌なれば、「しる人」と云を鍾子期にして命婦にあてられたる意と聞えたり。さては挙給へる本の「ものあはれ」とあるにかなはず。又人(こそあれ)といふてにをはは、既に在つる人の事を後より評ずる意となれば、さらにかなひがたし。花鳥には「人」のにもしなけれど、伯牙云々を引給へれば猶「しる人」は鍾子期にて、命婦をさされたるなるべし。さては又「人こそあなれ」とある辞にたがひて、あはれしる人を傍にしたる意となれば、下文に続きがたし。岷江又一本に「あはれしる人こそ」とあるは、みづからのうへをさされたりとすれば卑下の詞となりて、聞えぬにはあらざるべし。されど他の本ともに皆「ききしる」とあれば、それも猶いかがあらむ。とにかくに、「聞しる人」又「しる人」などいふを鍾子期が事によそへて命婦をさせりといふ説どもは、前後の文につづけてかなひがたし。そのうへ「物の音を聞しる人」とあらばこそさもあらめ、「あはれをしる」とあるをもて鍾子期にはあてがたきものを

大輔の出家せしさまにかかれしなどにもやあらん。さてかく書かすめて、見ん人のとりあはせて此は其人也とやうに考へしるべく記されたるも、卷中一箇の文法にもあるべし。

父君のもとをさとにて

同(翻刻八ページ)孟末摘の父宮也。

拾今按、此説誤也。上にいへる兵部大輔なり。其上ち君をとほ、此上に末摘の事なくといふべきやうなし。又此説のごとくならば、故常陸宮とつづくべきやうなし。又ことは顛倒せり。

新下に「父の大輔の君は外にぞ住ける。ここにはときどきぞかよひける。命婦はまも母のあたりは」などいふを心得誤りてさまざまいへど、上には先一わたりいひて次に委しく明す文例にて、その住もつかぬなどはここにはかかはらで、只父の大輔の方を里なるべき理りをもて先かくかけるなり。実に王家統なる故と見えて、下にも「大輔の君」と書たれば、ここに「父君」とかけるはもとよりなり云々。

ひたちのみこ

同(翻刻八ページ)新親王此大守に任ずる事は、類聚三代格第五云、「天長三年九月六日官符云、応任親王(親王)国守事、上総国、常陸国、上野国云々。この後親王の任ぜし例数ふべからず。抄どもには、或は引おくれなどして挙たり。

花光孝天皇承和五年正月、任(常陸)大守。其後、貞純親王、代明親王、元長親王等任じ侍る也。

明考(続)日本紀第五、「承和五年正月庚申朔。壬申、四品忠良親王、為常陸大守。從五位下藤原朝臣貞公、為(介)。

釈この常陸国の大守に任ぜられし親王を、常陸の皇子とも宮ともまうす也。

いまくさや

三丁オ(翻刻八ページ)拾細流の説可然。但、詩もあま

りに好みもし作りもせんはうたてかるべく、酒もすこしなどはいふべき

や。さればみなひがこと也。今はあはれは聞しる人こそあなれ、といふ本に随ひて、「さる琴の音まさるべき夜のけはひなどいふ物のあはれは、心ありて聞しる人こそさやうにはあらめ、わが拙き琴にては、ももしきに行かふ人のきくばかりにやはあるべき」といふ意に定めつ。猶よく考ふべし。

御かさやどり

十一丁オ(翻刻九ページ)余「いもが門せなが門云々」。

此催馬楽のもとと、六帖卷二雨の部に「いもが門ゆき過かねつひちがきの雨もふらなんあまがくれせん、といへるより取たり。万葉卷十一に「いもが門行過かねつ久かたの雨毛零奴可其乎因將為、と有て、六帖とはすこしたがり。

釈ひさかたを「ひちがき」とよみ、誤りたる事も、いとふるき事と見えて、此物語、枕冊子などにも皆「ひちがき雨」などいへり。臂をかざす意也といへるは、昔よりさる意に思ひ誤れるなるべし。

ふたま

十五丁オ(翻刻三五ページ)釈枕冊子「くちをしき物」の下に、「五

月の御さうじのほど、しきにおはしますころ、ぬりごめのまへ二間なる所をことにしつらひたれば、れいざまならぬもをかし」と有。又「桃華殿のひんがしのひさしの二間に御しつらひはしたり云々」とも有。新後撰集に、「御持僧に加はりて二間に侍りけることを思ひ出で、前大僧正禅助、(天の下千代に八千代といのるこそよみのむかしにかはらざりけれ)。禁秘御抄云、「二間。敷(敷)二帖。北間、向(向)妻戸(向)阿闍梨座(半)一。南間、如(御)講之時(懸)御本尊(寄)障子也」。真俗交談記云、「二間御鏡、毎月十一日辰一点奉(拜)之給。嵯峨天皇御記云、「毎月朔朝、御代鏡奉(拭)之、伯督所役也。着(淨)衣(用)覆面」。正月朔無(其事)。除夜勤仕也」。日中行事に、「清涼殿とらう五、額間をのぞきてそれより南のかたへ四間ごとにより。二間のまへおのおのすはうの綱にかけたたり

前後に「一翁」とあるは、伴雄が号なり。

云々」など見ゆ。一翁云、「二間は、よろしききは家には必しつらふ事也。宅神を祭り、或は仏像をもかけなどする為の間にて、別に清まはりて物する也。内裡にては仁寿殿・清凉殿にありて、神鏡をも祭り、又仏像をもかけ僧徒をさふらはせ給へり。二間本尊・二間供など、諸記録にあまた見えたり。但し、平常に設置くにはあらず、齋会などある時にぞみでの鋪設なり云々。ここは末摘花の里亭の廂の中にて、二間とりたるその二間のうちに末摘を置、源を廂にすゑたる也。『きはなる』とは、隔の中の障子の事也云々」。此説のごとくなるべし。

いとつつましげにおぼしたれど云々夢にもしり給はざりければ云々 同(翻刻三六ページ)玉ぼは、どの誤なるべし。又上なる「つつましげにおぼしたれど」のどは、ぼの誤なるべし。

玉補云々と小櫛にあれど、おのれさは思はず。本のままにてよけんと思ふ。

釈今案に、補遺の説のごとくなるべし。「つつましげにおぼしたれば」のぼは、句を隔て、命婦のかういふを、あるやうこそは、と思ひて物し給ふ、といふ所へかけて心得べし。

さくはち 廿一丁ウ(翻刻三四ページ)河詠尺八遊仙窟。長一尺八寸、舌四寸八分。律書図云、「又云、尺八為短笛。玄宗皇帝前身為羅漢也。好吹尺八被擯出之見聖僧伝」。

たいこをさへ 同(翻刻三四ページ)余和名抄云、「律書楽図云、爾雅云、太鼓、謂之鼓。音墳。和名於保豆々美。一云、四之豆々美。今按細腰鼓有二二三之名。皆以応節。次第取名也」。

花礼記曰、「鐘鼓在庭、琴瑟在堂」。延喜四年三月廿四日、覽舞樂、左大臣時平公、仰令推太鼓階前、自打之云々。太鼓はかならず堂下にてうつ事也。但寛治五年五月廿五日、殿上競馬六番之時、主上堀川院

ここは貧家なる故に、小袖のままながらしびらをゆひ、付櫛をさしたるなどのをかしきさま也。かれ下文に内侍所をいひて、かの小袖の白きが内侍所の老女の神事に着たるにおもひよそへられたるとしらる。

しびら 同(翻刻三七ページ)一翁云、「しびらは上古にはゆる褶の遺製也。衣服令の義解に、『褶者所以加袴上、故俗云袴褶』と見え、集解の古記に『褶謂似婦人裳也。褶訓枚帯也』といひ、令抄に『今私家、褶着袴上也。今礼服中所謂裳也』とありて、其寸法をも『褶裳、裙広五尺二寸、腰広二寸五分、長二尺三分』と記されたり。さてこれらは男子の服也。婦女は褶と裙とを重ねて着る事にて、褶は染色、裙は繻染なるよし、令に見えたり。着るやうは集解の穴に『女褶服、裙上一耳』といひ、また跡に『婦女服、褶裙』、謂男褶、表袴上、女褶先着、褶而纏裙表而褶下端頭也』とあるにて明らか也。寸法は男女ともに異ならざりしやう也。今京となりて後は、女もなべて袴きる事となりてより、礼服にも袴と裙をのみ着て、褶を服る事は停られたり。続日本後紀承和七年三月丁丑朔の詔に、『裳之外不得重着』と見えたり。然れども、なほ行はれがたかりしにや、延喜彈正式に『凡婦人袷裳、不レ論貴賤、一裳之外不レ得重着』、単裳不レ在制限』といふ事もあり。さて裳の製もやうやうかはりゆきて、後の裳といふ物はこの褶と領巾とを合せてつくりたる物とおぼゆ。今の裳の大腰といへるは、褶の遺また引腰とて大腰よりつづけて肩を打越して胸の辺にて結ふ。紐は領巾の遺也。されは古の褶裙の製とはいたく違ひたり。かくて褶は着る時もなくなりて、竟には褻服となり、下さまの女またはよきほどの婦にても、打とげさまのをりなど袴にかへて着るやうになるべし。さるからにヒラミといふ古名もい

つしかうせて、シビラと呼かへたるなるべし。シビラは下平の略語にて、裾のひらめくよしの名か云々。夕顔の新釈に云々(此文カシコノ頭書)令義解に

自打太鼓給。此時置堂上也。

くだいてける云々 廿二丁オ(翻刻三五ページ)河腐クタス。

拾今按、河海の心は、命婦が心にくきほどにてやみなんと思へりしを、おしたちて逢てかれが心をむなくするを令腐といひて、くだしてけるをかれが心をなう恨み思ふらん、と源の思ひ給ふ、と也。只命婦が心をさまさまに摧きしかひもなく、といふなるべし。

釈ここは猶「腐いて」の意也。命婦が心にくくて止なんと思へりしを、源氏君の腐いてしひて逢給へる也。けるの辞にて暫く切て、「心もなく此人のおもふらんをさへ」とつづけてよむべし。「此人の、心もなく思ふらん」といふ意也。我心を催くとはいへど、人の心を摧くといふ事は例なき事なれば、随ふべからず。

みだいひそく 廿三丁ウ(翻刻三六ページ)河御台秘色、今の茶院様の物也。秘色事、今の秘色磁器。世言、錢氏有国越州焼進。不レ得臣庶用之。故云秘色。皆見陸龜蒙集。秘色越器云。「九秋風露越窯開。奪得千峯翠色来。好向中宵盛沈澗。共畚中散鬪遺杯」。乃知唐已有秘色。非錢氏為始。類説。今案、秘色は磁器也。越州よりたてまつる物也。其色翠青にして余にすぐれたり。仍是を秘蔵して尋常に不レ用之。故是秘色云々。

花李邵王記、天曆五年六月九日、御膳沈香折敷四枚、瓶用秘色。うつぼの物語云、「ひそくのつき」。今案、秘色はあをき茶碗のたぐひを云也。**拾**五雜俎云、「陶器柴窯最古。世伝、柴世宗時焼造。所司請其色。御批云、「雨過晴天雲破処、這般顔色做将来」。然唐時已有秘色。陸龜蒙詩、「九秋風露越窯開。奪得千峯翠色来」。

しろききぬの 同(翻刻三七ページ)釈したの小袖やうの物をいへるなるべし。さらでは神事産所の外には白衣を本儀とする事はなければ也。

『枚帯也云々』とあるはたがへり。これは上に引たる集解の古記の文也。又上裳とて、裳の腰にひらめなる絹をまどふとあるもいかが。上裳とはすなはち裙、下裳とは褶の事なるをや云々。さて褶は、推古紀十三年、天武紀十一年に見えたる旧訓、ヒラミ、ヒラオビとありて、シビラといふ訓は見えず。和名抄にも宇波美と有。然るに梁塵秘抄に宇波母またしびらといふ、褶なり云々。女房飾抄にも『しびらは上裳の事也』といへるは、右の沿革をよくも考へず、源氏物語の唱によりて打つけに説るものなるべし。さばれ、其大むねはたがふ事なし云々。芳樹云、「穴云上引タ云々。古記云、『女褶、俗云引下裙』。着裙中。着総之裙也」。この説によれば、裳よりも下に着るもの也。河海に『延喜式、褶、覆袴之衣也』と見ゆ。この袴は張袴の事なるべし。張袴のうへに褶、そのうへに裙也云々。褶字、シビラと訓べきがごとなれども、志比良は中古の俗称にやとおぼしければ、此令なるはなほ志多毛と訓べきにや。志比良は下枚帯の略語ならんか。志多毛は下裙也。又うすものの裳云々は、御息所に仕る女房の事にて、こは褶のうへに裙を着たる式正の姿、貴人の御前にてのさま也。中古より裙をも裳と書たるからに、裙といふはいかなる物とも知れがたくなれども、中古の裳は令の裙なり。さて褶は裙の下に着るものとおもはる。縫殿式に『下裙』と見え、和名抄に『下裳』とある、褶の事なるべし。然るに字類抄に『褶ウハモ』、名義抄に『褶ウハミ』、和名抄に『宇波美』などあるは、男服の事なり。女のは下に着るもの故に、正しくは志多毛といひ、俗にはしびらともいふべし。この物男の用ると女の用ると一字両訓也。まがふべからず云々。この二氏の説にてこの物のさまをしるべし。夕顔巻に新釈の説をのみ挙たるはおろそかなりし故に、再び注する也。

さすがに櫛おしたれてさしたる額つき 同(翻刻三七ページ)湖師

「おしたれて」とは、しどけなきさまなるべし。

〔秋〕本居翁云、「かやうの所に女の櫛をさす事は古風にて、今やうにはせぬ事なるべし云々」。広道按に、禁秘御抄に「朝餉女房皆上髪。三位以上釵子計也」とあれば、陪膳は髪を上る事、本儀と見えたり。さて櫛は髪上したる抑にさすものなるを、ここはさる儀式の形ばかりに垂たる髪ながらにて櫛をさしたるなるべし。故に「おしたれ」といへる也。「さすがに」といふ語に心をつくべし。さて此物語の比となりては、宮たちの御家々などにては陪膳の櫛をさすなどの事は絶にたるを、此常陸宮には猶かたばかりもさる儀の残りたるが中々かたくななるよしにかけれる也。

〔内教坊〕 同〔翻刻三七ページ〕河内教坊在大宿。今の太とのみ也。注大内裏にありける歟。内裏の宮女の候する所也。

〔岷〕女房の業をならはず所也。琵琶行にも「名属教坊第一部」とあり。余統紀孝謙帝天平宝字三年正月「饗五位以上於朝堂。作女樂於舞台。奏内教坊歌也」。或説、「内教坊者、老女習音楽於雅楽寮、而後教諸女房也。妓女者多叙從五位下也」。職原聞書

〔新拾芥抄〕云、「土御門北堀河西有内教坊町」。中右記云、「嘉承二年正月七日、内教坊舞妓别当右中将師時伝取。皇帝・玉樹・万歳樂・桃李花・喜春樂五曲畢退歸」。

〔内侍所〕 同〔翻刻三七ページ〕禁秘御抄云、「近代者如内侍不候内侍所。上古者多以温明殿為局」。階梯云、「本朝事始上、崇神六年巳丑始制温明殿。以三種之神器安置此殿。後代之内侍所以右之温明殿表始也」。栄花物語わか枝「だいばん所にて、はかなくびやうぶきちやうばかりをひきつぼねて、ひまもなくみたり」。拾芥抄云、「内侍所在温明殿。載令、有二月料、主殿掃部女官同候之」。

〔ゆるしいろ〕 廿六丁ウ〔翻刻四一ページ〕河聴色事、延喜式云、「紅梅色

有。河内本かくのごとき歟。
〔なごりなうくろぎうちき〕 同〔翻刻四一ページ〕弄細紫の色のくろみたるなり。
〔箋〕此詞にて、「紅のうはじらみたる」といふは、べにの色ぬけたるとしるべし。
〔花〕きぬの次第に、きぬの上にはぎ、その上に小うちきなり。寸法は次第にをめらかす也。

〔箋〕然らば未摘のうはぎはふるきの裘也。此上に紅のうちきを着給ふと心得べき歟。
〔秋〕右の諸抄の御説ども、いたくまぎらはし。「ゆるし色のわりなううはじらみたる」とあるは、浅紅の年をへて上の白く成たる也。さて「一かさね」とあれば、これはきぬの事と聞えたり。「なごりなうくろぎうちきかさねて」とあるは、紫の年をへてくろくなりたる袷をきぬの上にかさねてめしたる也。さて「うはぎにはふるきのかはきぬ」とあれば、是は又その上に着給へるなるべし。花鳥に「小うちき」とあれど、小うちきは必小うちきとことわる例なれば、これはただ袷なるべし。さればかの御説はたのみがたし。下よりかさねて上に及びたる次第と心得てかなふべし。さて又「なごりなうくろぎ」とあるは、もしくは紅にもあらんか。紅も年をふれば黒むもの也。されどゆるし色の上に又おなじ紅色を着給はんことはいかがなるやうなれば、是は紫といふ説に随ふべくあらん。

〔ふるきのかはきぬ〕 同〔翻刻四二ページ〕河杜詩云、「季子黒貂裘、得無妻嫂欺」。注云蘇季子未用黒貂裘弊。又出遊数歳、大困而帰。兄弟嫂妻皆却笑之。奉送魏六丈佑少府。又云、「兎応疑鶴髪、蟾亦恋貂裘、斟酌婦娥寡、天寒奈九秋」。月詩。詩の心、貧家の服にかなへり。西宮記曰、「臨時祭舞人、帰路着黒貂皮衣也」。拾遺集云、「中宮安子、ふ

也。紅紫、不以為褻服。ト論語ニ云リ。然者此二色を聴色といふ歟。但今のゆるし色は、紅のうすき体也。

〔花〕延喜十七年、参議三善清行、請禁深紅服。奏議云、但浅紅輕黄、未及火色者、不在制限。長保三年太政官符云、紅紫服、堤防自存。中袴直袍下襲之類、或是用紅、或亦用紫。誠雖禁其深染、未嘗制其浅色。くれなゐむらさきは、ふかき色を禁色となづけ、浅きをゆるし色といふ云々。

〔箋〕両抄の今案、共以然るべし。延喜式に載る所も薄紅葉と心得て別儀なし。論語の文、是又相当せり。是はゆるさるる色也。薄きはゆるし色也。〔秋〕花鳥の御説よろしかるべし。或人云、「ゆるし色は即禁色の事にて、なべてはゆるさぬ色なれど、労功によりてゆるさるるを規摸とすれば、ゆるし色とはいふ也。政事要略には聴禁色」と書たる所もあり。深き紅紫の外をゆるし色といはば、赤も黄も緑も何も紅紫ならぬはみなゆるし色といふべきならずや云々」といへり。一わたりさる事のごとくなれど、猶いかが也。禁色は功勞に依てゆるさるるなれば、この未摘花君など私に着給はんこといかが有へき。禁色にまぎらはしき紅紫の色なる故にとりわきて紅紫の浅きをゆるし色といはんは、さも有べき情景也。但し言の上はゆるされ色といふべきがごとくなれど、さては言がらむつかしく聞ゆる故に、ゆるしいろといふなるべし。今世に御免某といふがごとき意也。赤も黄も緑も禁色の他は皆ゆるしいろといふべきやうなれど、他の色は禁色に紛らはしからねば、殊更にしかいふべくもあらず。ゆるすとは、禁じたるをゆるす意なることはいふも更なれど、似よりたるをゆるされて着んぼどなるをばなほさてもいふべくなん。なほよく考ふべし。

〔うはじらみたる〕 同〔翻刻四一ページ〕箋色のかへりたる也。「わりなう」といへる詞にて見えたり。「一かさね」、両抄には「うちき一かさね」と

るきのかはきぬを、高光少将入道、横川にすみ侍けるにつかはしける。夏なれど山はさむしといふなればこのかはきぬは風をふせがん。御返し山風もふせぎとりつるかは衣うれしきなみに袖はぬれつつ。六帖五とこしへに夏冬ゆけや皮衣扇はなはず山にすむ人。

〔花〕江次次第云、「昔蕃客参入時、重明親王乘鴨毛車、着黒貂裘八重見物。此間蕃客纔以一件裘一領持来為重物。見八重大慙云々」。新多武峰少将物語に、「中宮、くるみいろの御ひたれ、くちなし染のうちき一かさね、ふるきの皮の御そ、青にびのさしぬき、あはせの袴奉れ給ふる歌。夏なれど山は寒しといふなればこのかはきぬぞ風はふせがん」。

〔箋〕拾河海に引れたる、拾遺集にはなし。
〔余〕考るに、貂は説文「鼠属、大而黄黑、爾雅翼「貂実鼠類、故字亦作鼯」、史記貨殖伝「狐鼯裘千皮」とあり。うつぼ物語蔵ひらきの巻に、「六尺ばかりのふるきのかはきぬ、あやのうら付てわたれたる、御つつみにませ給ふ」と有。玉造小町子壮裏書に「貂裘温紅藍而色濃也」と見えたり。

〔秋〕山川正宣云、「凌雲集に『御製。吏部侍郎野美聞使邊賜帽裘。歳晚嚴冬寒最切、忠臣為国向邊城、貂裘暖帽宜羈旅、特賜卿之万里行』。『小野岑守。遠使邊城。王事古来称先鹽、長途馬上豈云闌、中略唯余勅賜裘与帽、雪犯風牽不加寒』。野美聞は、即小野岑守なり。妹子を因高、葛野を賀能の類にて、蕃客応接の称呼を用ひ給へる也」といへり。御製は嵯峨天皇の也。この外、貂裘の事漢籍にはいと多かれど、さのみはとて例のもらしつ。

〔わかきものはかたちかくれず〕 卅丁オ〔翻刻四六ページ〕花体無温といはんとて、火桶に火を入りもたせたり。

細新前に「風吹あれて、おほとなぶら消にけるを、ともしつくる人もなし云々」、かしこへかけてみるべき也云々。

余此説せんさくに過たり。こはわかき女と翁とを見給ひて、「幼者形不_レ蔽、老者体無_レ温」といへる句を思ひ出給ひてずじ給へる、さてその結句に「入_テ鼻中_ニ辛_シ」といへる句のあれば、ふと末摘の顔をおもひ出されて笑ひ給へる也。宵に來り給へる時、おほとなぶらの消にけるをさへ、つきもなき御歸り路に詩を引いでての給ふべき物かは。ことに煙火とはともし火の事にはあらぬを、しひて説をつくり給へるなり云々。

いともかしこきかたとは 卅三丁ウ(翻刻五〇ページ)河思ふ事をかざらずしてさしもにいひたるただこと歌の本意なれば、これをかへりてかしこしとあざける也。

本文の頭書に愚案を注して後に河海抄の一本を見れば、本文をもうたど引出て右のごとく注し給へり。然ればかたとある本は写し誤れる事しるし。されば、右の河海を頭書にも挙べかりしを、見おとして誤りたれば、再びここに注す。

今やう色のえゆるすまじくつやなうふるめきたるなほしの云々 卅三

丁ウ(翻刻五〇ページ)花榮花物語云、「祐子内親王紅梅十二を奉りたるを、内の御つかひとて、中納言の、局参りたりけるが見奉りて、うつくしの今やう色やと申けり」。うつほ物語云、「わらはにつつじのこうちき、わか君のいまやう色のうちき」。今案、紅梅のこきをいふ也。たとへばこき紅にもあらず、又こうばいにもあらぬはしたのいろにて、此比いできたる色なれば、「今やう色」とはいへり。大略ゆるし色と同じき也。「えゆるすまじく」といふは、紅のこきかたによりたれば、禁色によりたるによりて「えゆるすまじき」とはいへり。

河聴色、今様色共紅色也見延喜式。然らば、ゆるし色同物歟。紅になら

岷今案、紅の直衣の事、所見分明ならず。是は直衣にては有べからず。「いまやう色のえゆるすまじうつやなうふるめきたる」といふまでは、きぬの事也。されば「ふるめいたる」といふにて句をきりて、なほしのうらうへひとしう、よりは直衣の事なり。注二こまやかなるといふを色のかたには見るべからず。おりざまなどのこまやかなる心歟。是今案の義也云々。

箋明御抄の説「ふるめいたる」といふまでを一句にして、きぬの事と見る。「なほし」といふ言葉より直衣の事に見る也。花の説も大略かくのごとし。然るを、松殿装束抄に、「紅直衣連綿也。法性寺、関白直衣袴、紅梅織物直衣、紫織物指貫、皆練着_ス之。寛弘四・三・五、法成寺、関白左府行_ニ曲水宴_ヲ。主人着_ス桃花直衣、柳色指貫、山吹色袖_一。永久三・十一・十四、五節童御覽_ヲ日、法性寺、関白、紅梅、浮文直衣、萌木指貫、皆紅衣_一。岷私云、細の義は、きぬはいまやう色、直衣はこ色のこまやかなるといふ義也。然るに箋の義は、紅の直衣の例をひけり。此義も勿論きぬはいまやう色なり。直衣も同じ色のこまやかなるといふ義也。しかれば、紅直衣のかたを執せられたりと見ゆ。

右の説々、いたくむつかし。「ふるめきたる」といふまでをきぬの事と見られたるは、上にもいへるごとく、語脈切れずして文をなしがたし。きぬならば、必ここに「きぬ」といふべき所也。「古めきたる直衣の」とつづきたれば、直衣なること疑ふべからず。さてへうらうへひとしうこまやかなる、といふは、岷江の注に「おりざまなどのこまやかなる事歟」とある説、いとよろし。色の事としては「こまやかなる」といふ詞聞えがたし。さるつやなく古めきたる色を、いかでかこまやかなるとはいはん。よくよく考ふべし。或説に、「まろ、縹直衣、まろ檜皮の直衣など装束抄どもに見えしは、うらおもてひとしき色の直衣と聞ゆれば、

べてはゆるし色といひ、紅に訓ずる時は今様色といふ也。「えゆるすまじく」とは、ゆるし色によそへてそしれる歟云々。

細岷花に見えたり。これはきぬの事也。

右の御説ども、すべていかが。まづ「今やう色」とは、俗言に当世色といはんがごとく、そのをりをりに流行する色の事にて、禁色の事にはさらによしなし。されば、花鳥に「此比いできたる色なれば、今様色といふ也」とあるはよろし。然るを、濃紅にも紅梅にもあらぬはしたの赤色をいふやうにの給へるはわろし。柏木巻に「すきすき見ゆるにび色の御そども、黄がちなる今やう色などき給ひ云々」ともあれば、今やう色はかならず赤色にかぎりたるにはあらで、其をりをりの流行色をいへる事、頭書に挙たる一翁説のごとくなるべし。されどこは紅の今様色なりしことは、次々の歌文などにてしられたり。然らば禁色ならぬ浅染の紅色なりしなるべし。河海の説はまぎらはしく、さらに聞わきがたき中に、聴色と同じ様に注し給へるはひがこと也。又「えゆるすまじく」とあるを、禁色のかたに思ひよせ給へるなども、すべてひがこと也。「えゆるすまじくつやなう古めきたる」とつづけたれば、「古めきたる」をさして「えゆるすまじく」とはいへるにこそあれ。細流に「きぬの事也」とあるもわろし。「今やういろの云々古めきたる直衣の」とあれば、直衣なること論をまつべきにあらぬを、いかが心得誤り給ひけん。

うらうへひとしうこまやかなる云々 同(翻刻五〇ページ)河表裏同色の濃也。是も旧儀歟。

花上にいへる「今やう色」は、きぬをいふ也。此なほしも、いまやういろのうらおもて同色なるをいふにや。

細なほしをきぬにそへたる也。当世の直衣とは見えず。上古にはうらおもて紅の直衣もある歟。

それならむ」といへれど、さてはこの文脈みだれて、「こまやかなる」といふ詞何をさしたりとも聞えねば、それにはあらじ。さて「いとなほなほしう、つまづまぞ見えたる」とあるは、「縫さまのつたなくてつまつまのしどけなきをいふ也」と同説にいへるぞよろしき。

くれなゐの一はなごころも 卅四丁オ(翻刻五一ページ)此歌の詞にて、かの末摘花よりまぬらせられたる直衣は紅の浅き今やう色としられたり。「一花」とは、いかにも浅く染たるをいふなるべし。壬二集に「初萩のひと花すりのたび衣露おきそむるみやぎ野の原、とあるは、後の物ながら、語例には引べし。

だいばん所 卅五丁オ(翻刻五二ページ)余禁秘抄云、「三間北間朝餽黄端豊。東倚子、其南女房簡入袋、辛櫃朱塗也、台盤上有御膳棚二階檜、火櫃一、閉碁彈棋等同殿上。中間台盤、東黒漆厨子、上置菓子等。其南立馬形障子。鬼間方奥一間ヲ出テ也。畳中并南間、紫端。長押下二間、是渡廊ヲ籠ムル也。南有布障子二間。北遣戸一間、部一間常不上、二間、間際程副北立馬形障子。西立布障子。其外号切簾。一間懸遣戸御簾二間也。抑台盤所、東北障子到鬼間和絵也。

たたらめの花 同(翻刻五二ページ)釈伴信友翁『多々良女考』一編ありて、いと委しく論はれたり。其要を摘ていささかここにします。猶本書を見るべし。○玉小櫛に件の「ただらめの花」とあるを論ひて、「たたらめなるべし」と説れたるは、まことにさること也。されど字鏡に「太々良女」、式に「多々良比売」とみえ、後世の書どもに「たたらべ」といへる物、いかなる物とも注されず。おのれその物ざねをしらざれば、さらに考るに、まづかの「たたらめの花の色のごと」とうたひ給へるは、政事要略六十七に載たる「衛門府風俗歌に云々」と見えたる歌にて、其を歌ひ給へる下の心は、かの末摘花の鼻の赤きにそへ給へるおもむきに

て、下文にも其心ばへ見えたれば、「多々良女」の花は紅色なる事著し云々。中略さはいへど、その「多々良女」、いかなる物にかと心にかかりつるに、此比源順朝臣集の古本の写をみるに、田畦のごとき形に歌四十五首を廻らしよむべく書ととのへられつる中の歌に、（を）りをりににほふたたべのうめなればをしめどかひな花のにほひや、といふが見えたり。今考るに、この「たたべ」は「たたらめ」の急りたるにて、紅梅のことなるべし。其は内膳式に見えたる「多々良比売」も同物にて、漬年料雑菜の条、漬「春菜」料の中に、「多々良比売花搗三斗、料塩三斗」と載られたる、これなるべし。さてその「多々良比売花搗」とあるは紅梅の花にて、その荅を搗とりて塩漬にして奉る料なるべし。今の俗に、梅の荅を塩漬にして食の釘酒の肴などにする事あり。馥気ありてめでたき物なり。しかるに、其を漬て後、常の花の白きはやや黄ばみゆくを、紅梅は荅のほどは殊にあかき物なるがさながら有て、色あせず美麗きのなれば、とりわきて紅梅を奉る例なりしなるべく、また此梅むかしより紅梅と呼てもてはやし来れるを、御饌に奉るにもなほ然申さんはさすがにつきなければ、さらにうるはしく「多々良比売」と称名を申して奉り来れる例のままに、やがて式にも其名もて載られたりし物なるべし。細注「但しか名づけたりけん意は考へ得ず。しひておもへば、多々良とは紅梅の荅のあかきを器に盛たるを、たたらめの熾の色に思ひよせたるにはあらぬか。但しここにいふたたらは踏輪の事にはあらず。埃囊抄に大嘗会の火桶元三の御薬温むるたたらなどは、世の始りの物なりしか。冷泉院の御時焼たりといへりと記せるたたら、これ也。色葉字類抄に鱸をタタラとよめり。鱸は爐と同字也。字書に火牀也と注せり。さてたたら熾の色に云々とおもはるることの掻練のあかきを火色といひなれたるにもいささかよふこちず。比売は此花のうるはしくやさしきにより

病に、此タタラビの葉をとりて挫きただらして再び熨して挑げて頂後の風府といふ穴所へはりつくれば、その腫を治する也。さればいにしへ「たたらめ」といへる草は、まさしく今のタタラヒなるべし」已上。一翁云「雅亮抄」「ひとかさねにきるきぬの色」といふ条に、「うらこきすはう、春はなでしこぞきる云々、黄なるは秋よし。春はなかなか二つなりにひとへかさねて、たたらべ色とてぞきる」と有。此文くだくだしけれど、推考するに、うらこきすはうを二つばかりに、黄なるひとへをかさねたる色をタタラベと号けてきる、といふ意也。かかればたたらめ花は紅の深きに薄き黄をおびたるをいふなり」。○広道案に、伴翁の考、いと精しいかがあらん。唯さる名の春菜の花を搗て塩漬にしたるやうに聞ゆる也。石龍芮はゆかしけれど、花赤からねばげに信みがたし。猶よく尋ねて定むべき也。さて搗といふことを説れたる注に略キツ、「稲麦の穂を連枷にて撃とるをかつといひ、菓などの枝に在るをうちおとすをかちおとすともいふごとく、荅の枝に在るを搗とりたるをいふべし。此外にも青根搗・葦搗などいふたぐひの見えたるは、其物によりて搗さまはたがへども同じ意はへにて、『かつ』といひなれたる物なるべし」とあるはいかが搗はかつとも活きて搗和る事をいふ語とて聞えたれば、撃落す事にはあらず。万葉集十六に、「ひしほ酢に蒜都伎合而鯛願ふ」とある合而を、ふるくカテテと訓るも搗和ること聞え、和名抄薑蒜類に、搗蒜を比流豆木とあるも、蒜を搗ただらして和合たる物と思はる。されば多々良比売花搗も、かくいふものの花を搗ただらして漬たるを搗と休言にいへるなるべし。とにかくに搗は白などに搗砕くかたの語と聞えて、撃落すをいふにあらざることは、引れたる青根搗・葦搗などうちおとす物ならぬにても著し。搗栗などはうちおとす名のごとくにも聞ゆれど、これも

玉篇・搗 注二
「同」搗、又搗
ノ注ニ手推也。
築也」トアリ。

てたたへもしつべし。此はせめて試にいふのみ。さるを、うちまかせて紅梅の一名のごとくに呼ことともなりて「たたらめ」といひ、又「たたべ」と急ていふことともなりしなるべし。●そへて云、新撰字鏡に、「葦所中反。長也。姓也。焼也。聚也。多々良女」と見えたるもの、ここにあげつらへる「たたらめ」なるべく思はるれど、字注は他義なれば其物ざねを考ふべきよしなし。正字通に「葦草生三山沢。如蒲黄、葉如芥」とみえたれど、何なる草とも知がたく、花状「たたらめ」にはさらに合はず。又小櫛にいはれたる「たたらべ」といふもの、いかなるものにか知らず。おのれさきに「たたらめ」をたづぬとて、本草の道にくはしき人々に問試たるに、本草毒草部に載たる石龍芮といへる物、諸国の方言くさぐさある中に、タタラメ・タタラベ・タタベ・タタナベ・タタラビ・タタロベ・タタライなどとりどりにいへり。いづれ本の名なるにか、しらず。注「此方言の中にタタラメ・タタベともいへるを、本考のたたべの考の証とすべし」。秋冬より溝流また水田などの中に生出て、二三月のころ五弁の黄花開くもの也。また湿草部にみえたる鱧腸をもタタラビといふ所あり。此は春末夏初つかたに生出て、夏のなかば枝頂ごとに白き碎弁なる花さく物也。これらをおきては似かよひたる名の草木をしらずといへり。この二種、花色あからず。また食料とすべきものにあざれば、本考にあげつらへる多々良比売にも多々良女にもあらざること明かなり」已上信友考。村田春雨云、「字鏡に葦を多々良女と注せり。因ておもふに、式の多々良比売は多々良女にて、爛目の義なり。和名抄に「曠タタラメ」と注せり。曠は眼瞼のはれて涙の垂る病なり。凡て草に病の名をつけし事、例多し。龍膽草を疫草、敗醬を血眼草などいへり。今按に、タタラビといへる草あり。こは本草に載る石龍芮なるべし。其主療を見るに明目の効あり。また俗に突目といひて眼瞼の腫る

小き粟をば打砕きて用れば、搗砕く方の語とぞ思ゆる。さて又多々良といふを鱸の事として、熾の色に思ひよせたるやうにいはれたる試の説もいかが也。もし紅梅の花といふに依ていはば、爛梅の略語などにもあらんか。搗ただらして貯ふる物なれば、かくもいふべくおぼゆ。されどなほ決めがたし。よくよく人に問定むべくなん。

みかさの山のとめをばすて 同(翻刻五二ページ) 東遊求子の歌に云、「千者也布留、賀茂能也之呂乃、比女古末川、与呂川与不止毛、以呂者可者良之」と有。河海などに「春日社にては三笠の山とうたふ」とあるは、賀茂の社を三笠の山とかへてうたふといふ事なるべし。これ昔よりの伝にや、おほつかなし。案に、古本東遊求子歌の裏書に、立

搔歌春日歌、倭歌柏木歌といふ有て、その春日歌の下に、「東遊之後、多唱一件歌。故附出」といふ注あり。さて其歌は、「加美乃末須、加須加乃波良、二多津也、タツ止女、多津也、タツ止女、和加也、平止女、波、加美乃也、平止女、加美乃也、平止女」と有。また風俗八平止女の歌に、「也平止女、波、和加也、平止女、曾、太川夜々、平止女、太川也、タツ止女、二段、加美乃、須、太加末、乃波良、仁、太川也、平止女、太川也、平止女」とあるは、右の春日歌と同歌と聞えたるを、唱へさまのいささかはれるのみなり。「太加末乃波良仁」とある句を、河海に引れたるには「このみやしるに」ともあれば、或は春日にては春日の原ともうたひかへしなるべし。さて「三笠の山のとめ」とはなけれど、右の「春日の原にたつや八少女」とあるをにははせて、他の人には知られぬやうに源氏君の歌ひかへ給ふさまに、作者のあやなしてかかれしにも有べきか。さらば衛門府の風俗歌に、東遊の求子の後にうたふ歌を継て、たたらめの花の色の如きと女をば去て、といふ意にほめかしの給へりとや見るべき。されど、春日も三笠山も、共に何の縁といふことは知れがたし。猶考ふべきなり。

かいねり 同ウ(翻刻五四ページ)●**宮重**一清云、「火色かいねりは、男女にわたりに着する色目也。女は衣に用ぬ、男は下襲シタカサネに用ゐらる。装束諸抄のおもふき、染色の事にしるしたり。初音ハツネ巻に『ひかりなき黒かいねりのさぬさぬしくはりたる云々』、寄生巻に『きよげなるほそながども、白きかいねりなど、ただあるにしたがひて云々』。すでに黒かいねり・白かいねりとある時は、染色の事とは見えず、地の事と見えたり。されど、装束抄、源氏諸抄みな染色の事と注せらる、不審なきにしもあらず云々」。伊勢貞丈主云、「搔練カウレンの事は中古より詳ならざりしにや。何人のいひ出しにか、かいねりを赤色の事として火色にならべてその差別を論ずる事になり、諸説まちまちにして決しがたかりしに、宮重一清翁の源氏物語の黒かいねり・白かいねりを証として、色のことにはあらず、地の事也、といへるにてよくわかれたり。然れども、地の事とのみひて何物の地ともいはずは遺念なり。今案に、まづ搔練の『かい』とは、たとへば行く事を『かいゆく』、破る事を『かいはる』、取ることを『かいたる』、つくる事を『かいつく』などいふ類の『かい』にて、搔に意はなく、ただ虚詞也。されば練ざる生絹スズメに対して練たる絹をいひしこと、明らか也」。一翁云、「かいねりは、専ら緋色の練絹をさしていふこと聞えたり。さるは、もとは練絹の緋色なるをさす唱ウタにて、緋のかいねりといひけんを、語を約めて、つひにはかいねりとだにいへば緋色の練絹の名と聞ゆることとなりたるるべし。さるは、このかいねりの絹の色目は緋色なるが多く、他色は稀なれば、おのづからさやうに打つけたる唱となりなる也。他色なるは皆某色ナニナニのかいねりと類を分ちていふこととなりし物にて、白かいねり・黒かいねりなどいへる、是なり。白とも黒とも某ともわけずして、ただかいねりといふは、必緋色の練絹なりし故に、火色と混れ来りて其別きはやかならずなりゆき、後には附会の説もとり

いかが。拾遺に「我にねんごろに見よとてや」といへるは又たがへり。「あはぬ夜をかさねて」といふ語脈ゴトスズメに見るべし。「いとど」は、「へだつる中」に「いとど」といへるにて、へだつる事のいよいよよかきなる意也。
余うつぼ物語蔵ひらきの巻に、「よそながらおほくの年もへだてけりころもうらみし時はいつぞも。拾遺集の歌は頭書アゲツ、あひそひしほどは衣を中へだてしだに疎かりしに、今はあはぬ夜をさへいく夜もへだてしとなり。
御そひとぐ 卅七丁オ(翻刻五四ページ)●**余明阿法師**の、うつぼ物語に書そへたるを見れば、「一具を『ひとぐ』とよむべからず。『ひとぐだり』とよむべし。音にいほば『いちぐ』也」と有。こどもとは「一具」とか「ひとぐだり」とか有つらんを、うつせる時に「ひとぐ」とせるにや。されど「ひとぞう」などいふ詞も音訓をまじへてつけたり。
岷江に挙げられたる本文には、やがて「ひとぐだり」とかかれたり。さる本もありしにや。さらば写し脱せるならむ。されど、「ひとぐ」などいふも此物語の比の俗語と見てあるべし。

をとこだうか 同ウ(翻刻五五ページ)●**河**天武天皇三年正月朔、朝**大極殿**詔、男女無別聞夜踏歌。男踏歌、聖武天皇天平元年正月十四日、始有**男踏歌**。女踏歌、天平十四年正月十六日、天皇御**大安殿**宴**群臣**。酒酣奏**五節四舞**。更令**少年童女**踏歌。是**濫觴**也。
余「聖武天皇天平元年云云」、この事続紀に載ることなし。何によりてかける歟。「天平十四年云云」、これは続紀に見えて、正月壬戌の日なり。「五節四舞」とある「四」は、「田」の字の誤なり。「舞」の字の下に「詔」の字を脱せり。「是濫觴也」の四字、続紀の文にはあることなし。
踏歌の事、新釈などにも説あれど、初音巻にかのわざの見たる下にかいあつめて注せれば、ここには省く。

「朝」ハ「御」ノ誤ナルベシ。「四」「二」乙多ハ日本紀ニ見ユ。

とりに出来る也云々」。広道云、右の説ども、なほ諸書を挙ていへれど、今は所せくて略きつ。かいねりは伊勢ぬしの説のごとく、練絹より出たる名なるが、後に緋色に転りたる也。但右の説に、「かいねりのかいは云々」といはれたる語例の中に、「かいはる」はよろし、「かいはる」は遺也、破にはあらず、「かいつく」は書つく也、搔作にはあらず、かいつくといふ語は大かた無き語なり。これはついでにいふのみ也。後世皆練とも書るは、暗推の字なるべし。さて後の装束抄どもにはさまざまにいはれて、或は裏打たるを云といひ、または裏を張たる也といひ、或は裏紅の張たるを云といひ、又は火色・皆練同じ物也といひ、また差別ありなどいはれたれど、かいねりの本の意は右の説々にて明かなり。後にはさる差別なども有しならめど、なほ附会の説なり。おほかたかばかりの事も家々にていたく秘られしほどに、後にはいづれ宜しとも知れぬやうになりて、さまざまの説ども出来にたる事は、これのみにはあらず。そのかみあぢきなき世の癖にてぞ有けらし。

歌あはぬよを云々 同(翻刻五四ページ)●**花**今案、「見もし見よとや」は、我も見ん、人も見よ、の心也。「かさねていとど」は、かさねがさねへだてたる事也。

細心はいとどへだたりたる中と思ひつるに、「から衣君が心のつらければ」などへだてあるさまにうけ給はるは、猶々心のへだてをかさねよとあるか、と也云々。

明かこちたるなり。
拾源の、我にねんごろに見よとてや此衣は給はりつらん、と也。花鳥に「我も見ん」とあるは不称歟。

釈結句は、相互に見もし見られもせんとや、と咎めたる意也。とやとあるに心をつくべし。花鳥いささかたがへり。細流は、衣の事の注なし。

七日のせちゑ 同(翻刻五六ページ)●**釈**伴信友翁、七日節会白馬青馬の精考あり。いと長ければ、其文を約めて大むねをここに注す。くはしくは本書を見るべし。○彼考に云、「正月七日青馬を御覽し給ふ事は、万葉集に、「水鳥乃可毛能羽能伊呂乃青馬乎家布美流比等波可芸利奈之等伊布。右一首、為七日侍宴、右中弁大伴宿禰家持、預作此歌。但依仁王会事、却以六日於内裏召諸卿等賜酒、肆宴給祿。因斯不奏」とあるぞ、書に見えたる始なる云々。此巻の例に依るに、聖武天皇乃御世天平二年正月七日の事也。此事これより前に始給へるにか、其は詳ならず。又其後相続て行はれしにや、それも考る所なけれど、うけばりたる恒例にはあざりしにや。色葉字類抄に本朝事始を引て、「光仁天皇宝龜六年正月七日、天皇御楊梅院安殿設宴於五位以上、已而内厩宴。進青御馬。兵部省進五位以上裝馬」とあり。河海抄にも此文を引て、「此青馬始也」と注されたり。此事続日本紀には載られずして、弘仁内裏式正月七日の会式に引、青馬式を載られたり。水鏡に「弘仁二年正月七日、はじめて青馬をみそなはし給ひき」と見え、紹運録嵯峨天皇の御譜に「弘仁二、始覽青馬」と見えたるをおもへば、中間廢られたりつるを此時再興し給へるを、かくは記せるもの也。国史には、続日本後紀より始めて載られて、仁明天皇の御世、「承和元年正月壬子朔戊午七日、御豊葉殿觀青馬。宴群臣」と見えたるぞ始なる云々。さて、その青馬を覽し給ふ事は、右にいへることく、かの助陽氣也文徳実録ノ引タルヲ、今広道ガハブキタルナリの謂にて、江家次第白馬節の裏書に、「御馬本数廿一匹。礼記曰、以青馬七匹、然而用三十一匹者、三七之義也。三陽之義之由、見寛平御記」。また年中行事秘抄に、「帝王世記云、高辛氏之子、以正月七日恒登岡、命青衣人令列青馬七匹、調青陽之氣。馬者主陽青者主春。崗者万物之始人主之居。七者七曜之徵、陽氣之温始也」

など見えたる漢国の風俗により給へるものなりけり。さてその青馬は、儀式の青馬儀の条の宣命に「常毛見留青支馬見太方閉退止為弓奈毛云々」弘仁内裏式・内裏儀式。和名抄に「爾雅注云、葵騅、今按葵者蘆初生也吐敢反、俗云葦毛是也。青白如葵色也」とある毛色にて、白馬毛付奏文にも葦毛とかく例なるをおもふべし。さてその青といひ葦毛ともいふ毛色を、又或は青鷺毛ともいへり云々。そは蒼鷺の羽色に似たる由なりしかれば、今俗に水青といへるぞ当るべき云々。かくて今の俗になべて葦毛といふ毛色をば、昔は葦花毛と称へり云々。葦花毛としもいへるは、青に白が雜りて葦葉に其花の白きが散かりたるに似たるをもて稱けたるなるべし云々。さて今俗に青毛といふを、古は黒みどりといへり云々。然るを、後の御世となりて青馬を白馬に更めて覽し給ふ事になれり。其は醍醐天皇の御世延長の末つかたよりの事なるべし云々。さて遂に其青馬儀の字をも白馬と改られたり。いはゆる白馬奏、白馬節会など、これなり。されど白馬と書ても、詞にはなほ旧のままにアヲウマと唱ふ例也かくてしか白馬と書たる事の書に見えたる始は、日本紀略村上天皇の天曆元年正月「七日癸巳、白馬宴」と書を始にて、次々皆白馬とかき、其外の書ともまた家々の記どもにも、延喜より後のものには皆白馬と書て、青馬と書るはをさをさある事なし。さて然白馬に更給へる謂は、年中行事秘抄に、正月七日「白馬事。十節記云、馬性以白為本、天有白龍、地有白馬、是日見白馬即年中邪氣遠去不來」などいへる方の節にさらに拠給へるものなるべし云々。○広道云、此下なほいと委しけれど、かばかりにても大かたの故はしらるべしとて今は省きつ。さて本日の式は弘仁内裏式に、「左右馬寮引青馬入自延明門云々。度殿庭近衛分配前後。每七匹前後寮官人分陣云々。出自延秋門訖」。儀式に「左右馬寮牽青馬入自延政門云々。其行列也左近衛左

右各五人前行。左右馬寮頭次之。青馬七匹在中次之。左右寮允左右各一人次之。青馬七匹在中次之。左右寮属左右各一人次之。青馬七匹在中次之。左右寮助左右各一人次之。右近衛左右各五人次之。江家次第に「左右馬頭度。次白馬七匹、次左右允、次白馬七匹、次左右属、次白馬七匹、次左右助、次右白馬陣度畢。次白馬経殿上前無名門明義門仙華門度御前、自瀧口出」など見えたるおもふきを考へて、其おほかたの様をしるべし。

きやうだいからくしげかかげのはこ 卅八丁ウ(翻刻五七ページ)拾和名抄云、「鏡台。弁色立成云、加々美加介」、此和名のあれど、昔より音にいひなれけるにや、今も然いへり。又云「嚴器。俗用唐櫛匣三字。加良玖師介」。

「鏡台」はかがみかけ、もちろん也。其図は類聚雜要抄に見えたり。「からくしげ」は、櫛を入る匣也。其図も同書に見ゆ。「唐」としもいへるは、形の唐めきたるをいへる也。古「玉くしげ」などいへるは、円き筥なりしを「玉」とはいへる也。其後にもろこしより渡し来れる物など有て、其様にちちたく造れるを、とりわきて「唐くしげ」とはいへるなるべし。搔上の筥は髪を搔上る具をいれる故の名なるべし。これもまた雜要抄に図有て、その納る物を記せるに、「懸子に螺鈿櫛二枚、鉸十疋、鑷子六疋、髮搔、櫛掃、耳決在折立。身納三寸八分丸鏡宮一合、在鏡在折立」と見えたり。然るに、からくしげに在る物も大かた同じさまに見えたるは、いかなる由にかあらん。案に、唐くしげはおもだたしき衣服の儀式などにも見えたるを、搔上筥はさばかりは見えず。されば、恒に用ゐる櫛筥にやあらん。或説に、此筥は婦人の用るものにて、主とは解櫛を収たる物なるべし、といへり。さもやあらむ。雅亮装束抄・童殿上のみづらゆふ条に此物の見えたるは、童のみづらゆふは元服とはや

や軽きからに、搔上箱を用ゐる事にや。岷江入楚に「きやうだいのからくしげ」とある本あるよしを注して、「鏡台の具のからくしげといふなるべし云々、鏡台などは男の具足と聞ゆ」と有。さてはずこし意ことなりと聞ゆ。されども鏡台と唐櫛匣とは別なれば、猶いかがあらん。考ふべし。

けうあるもんつきて 同(翻刻五七ページ)花此一段の詞、説々あり。

一には、源氏のおくり給へるきぬどもの中にかかるうはぎもありけるを、今見いで給ふ也。一には、うはぎばかりは末摘の方にしたてられたるを、めづらしく思ひ給ふ也。

「岷」聞書此うはぎは末摘の方にしたてられたる也。

「新」源よりまゐらせし装束をさながら皆着給ひしと源のおぼしよらで、興ある紋様のうは着をのみいちじるく見ゆれば、今までのさまと異なる故に、さきにわがおくりしにや、とあやしう見給ふ也。

はぐるめも 卅九丁ウ(翻刻五八ページ)「秋」女の齒黒する事、いつの比よりかはじまりけん、詳ならず。堤中納言物語に、「人はすべてつくろふ所あるはわろしとて、眉さらにぬき給はず、はぐるめさらにうるさしきたなしとてつけ給はず、いと白らかにゑみつつ、この虫どもをあした

ゆふべにあいし給ふ」とある文の勢、その世よりいとふるき時よりつけたる事と聞ゆ。さて和名抄容飾具に「齒黒。文選注云、黒齒国在東海中。其土俗以草染齒。故曰黒齒。俗云、波久呂女。今婦人有齒黒具。故取之」とある黒齒国は皇国の事などいへれども、詳ならず。順朝臣の意は、今の婦人に齒黒の具あるが故に此文を取てここに引くとの意ばかり也。さてこの本文の意を思ふに、此比より昔は、男にあふばかりの年比にならざればはぐるめはせざりけんを、此物語の比となり

て、さるをさなき少女もはやうかねつくることとなれりと聞ゆ。古代の祖母君の御なごりにて、とある文の勢、さやうに聞えたり。又上に引る堤中納言物語に「まゆ更にぬき給はず、はぐるめも云々」といひ、とりかへばやに「かしらあらはせ、髪もかきたれなどしてみれば、あまのほどふさふさとかかれり。眉ぬきかねつけなど女びさせたれば云々」などあるを思ふに、かねつくとまゆぬくとは必同時にせし事と聞えたり。されば本書に「はぐるめもまだしかりけるを、引つくるはせ給へれば、まゆのけざやかになりたるも、うつくしうきよらなり」とかかれたるは、かねつくと眉ぬくと同時にするは定まりたる事なる故に、齒黒めして引つくるはせ給へれば、まゆのけざやかに、と齒の事をもて直に眉の事に相てらし及ぼしたる文意とおほし、さらば湖月に「齒黒めの後、ぼばうまゆの常の眉になりたるをいふ也」とあるは、うらうへのひがことなり。常のまゆのほぼうまゆになりたる也。

かく心ぐるしきもをも見てゐたらで 同(翻刻五九ページ)「拾」見てゐてあらで也。天阿切多なればつづめてかくはいへり。上に「うきよを見あつかふらん」とくゆる心なれば、心ぐるしきは末摘にて、見ての濁るべきにや。紫を心ぐるしといはば、源の外におはするほどの紫の心をくるしといへる歟。

「秋」心ぐるしきは紫上也。かくといふ詞に心をつくべし。契沖は心ぐるしといふ語をただに心の苦き意に見られたる故に誤れり。心ぐるしは俗言にキノドクナといふ意にて、ここは愛の余りて立はなるがきのどくにこころぐるし、といふ意に転りていへるなり。「憂き世を見あつかふ」とあるが末摘花の事なり。

○紅葉賀卷余釈

朱雀院 一丁オ(翻刻四ページ) **河**朱雀院は三条朱雀也。是後院なり。

古今集にも朱雀院とあるは宇多院の御事也。脱履の後は此院に御座ある故也。

箋代々のおりゐの御門、朱雀院におはしましつるを、承平の御門を朱雀院と申奉りてより此義なきなり。承平の御門は延喜より後の事なれば、此紅葉賀の時分をば其以前と心得べし。

釈拾芥抄云、「朱雀院累代後院。或号三四条後院」。三条北朱雀西四町四条北西坊城東」とあり。此物語に朱雀院と申奉る御門は、桐壺帝の御子の帝の、後におりみさせ給ひてこの後院に御座まししによりて申す也。今とは別也。思ひ混ふべからず。いづれの帝にても仙洞とならせ給ひて後、此院におはしませばしか申奉る也。朱雀はた院の号なり。

行幸 同(翻刻四ページ) **細岷**蔡邕云、天子車駕所至見令長三老官属。親臨軒作樂。賜以食帛民爵有級。或賜田租。故謂之幸。晋約曰、民臣被其德、以為僥倖也。顔師古云、幸者可慶幸也。故福善之事皆稱為幸。

余「蔡邕云」は独断の語也。「晋約曰」は漢書高帝紀注に見えたり。

釈天子の行給ふ所には幸福ある意にて「行幸」といへるよしなり。

河朱雀院行幸之先例、延喜十六年三月七日辛酉、行幸朱雀院。有法皇五十賀。同年八月廿八日、行幸同院。詩題高風送秋韻。康保二年十月廿三日、行幸同院。題飛葉共舟輕。

花この朱雀院の行幸は宇多御門の御賀になずらふる也。その故は、延喜十六年三月七日云々、醍醐の御門の御時朱雀院と申は、寛平法皇の御

さらば「浦人」といひ、「浪のたちゐ」といへるよせありて聞ゆ。されど、此下に「人のみかどまでおもほしやれる、御后ことば」などあれば、「から人の」といへる五文字、誤にはあらざるべし。細流抄に「青海波は唐樂なり」とし給へり。今考るに、「から人」とよみ給へるは、舞人の出たるさまをいふなるべし。細流に「唐樂也」とし給へるは、「から人」といへる文字につきていへるにやあらむ。

拾思ひながら逢ことの遠き中を、かくかすめて「立居につけて」とはいへり。舞には立居すれば、それによせて、たつにつけ居るにつけてもありし事とも思ひ出てあはれと見侍りき、と也。万葉十一「立居するわざもしられず思へども妹につげねば間使もこず。同十二「立居するたどきもしらずわがころあまつ空なり土はふめども。同十一「たちて思ひ居てもぞおもふ紅の赤裳すそ引いにしすがたを。

釈河海の或本の歌、げによせ有て聞ゆるを、下文の詞に打合ぬ事余滴にいへるがごとし。又余滴に細流を弁じたるはさることながら、「『から人の』とよみ給へるは舞人の出たるさまをいふなるべし」といへるはわろし。本文の頭書に挙たる河海抄の舞の装束を考るに、さばかり唐人めきたるいでたちとは思はれず。さればひがこと也。拾遺の説、「逢ことの遠き中をかすめて」といひ、「舞には立居すれば、それによせて」といへるはよろしきを、「ありし事どもおもひ出て」といへるはいかが。さては、大かたには、といふ次の詞に打あはぬものをや。猶よく考ふべし。とにかくに解得がたき歌になん有ける。

かうやうのかたさへたどたどしからず云々 同ウ(翻刻七ページ)

細此樂は唐の樂とも能分別し給ふをいふ也。誠に后などに立給ふしたちと源の思ひ給ふ也。箋同

花左右の樂のわけめをさへしらせ給ひて、から人の袖ふるとはよみ給

事也。五十の御賀は三月の事なるを、この物語に十月のもみちの頃にかきなしたるべし。此巻に一院と申す事あり。すなはち寛平の御門になずらふるなり。桐壺の御在位の中に一院崩御の事見えざるは、寛平法皇は延喜の御門崩じ給ひて後かくれさせ給ふ故也。

新宇多天皇のこととするは、例のかたくなし。いづれの御賀、いつの御時にてもありなん。

青海波 同(翻刻四ページ) **余**万葉緯といへる書に樂詠一卷あり。それにするしたるは、「輪台新樂管絃時、連吹青海波」。此曲昔者平調樂也。而承和天皇御時、此朝依勅被遷盤涉調曲。舞者大納言良峯安世卿作、樂者和述部大田麻呂作、詠者小野篁作也」とあり。

新三位の人舞に立るる事、古くも侍りしか。考ふべし。此時より後には、後一条院治安三年十月十三日、道長公のうへ倫子の六十賀の時、經道卿の右兵衛督陵王まはれし事、榮花物語に見ゆ。經道卿は公卿補任に、寛仁四年従三位同年十一月正三位と見ゆれば、治安にはすでに三位なりしなり。

かれうびんが 同ウ(翻刻四ページ) **河**聖主天中天、迦陵頻伽声。法華經。文句伽陵頻伽、在卵声勝。衆鳥云々或迦樓頻伽。或曰、伽陵頻者梵語也。唐云教鳥。此鳥鳴時音中囀。苦空無我常樂我淨土也。

細翻訳名義集云、此云妙声鳥。大輪云、在殼中未出。发声微妙、勝余鳥。正法念經云、山名広野。其中有迦陵頻伽。出妙音声。美音若天若人緊那羅等、無能及者、唯除如来音声。

歌から人の云々 三丁オ(翻刻七ページ) **河**或本云、へうら人の袖ふることは遠けれど浪のたちゐにあはれとは見き。舞のすがたも海辺にかたどりたる事、勿論也。然而証本ことに「から人の」とある歟。

余雅望考に、樂詠の書に「舞手向一方。摸寄波引液体也云々」と有。

へると、源氏の女御をほめ給へる心なり。
御后ことばのかねてもと 同(翻刻七ページ) **細**后の下地なり。
弄きさきがねにておはしませば、かく申給へり。
湖師兼ても后とするきとの心なり。

箋藤つばをよき立后の器かなと源の思ひ給ふ也。是を只今藤壺は后にあらずと云不審を河海にのせらる紫明抄ノ説也。はなはだ然るべからず。「かねてもとほほゑまれて」とある時は、当時后といふにあらず、后がねといふ義也。

新これは唐樂・高麗樂をわけて「から人の云々」とよみかくるをいひ、「人のみかどまで」と有は、此上の句に皆かかりて御おぼしやりのひろきを云。且まことに儲后のしらるるとほめ給へり。

釈右の説ども、いづれも釈得られたりとも聞えず。先ッかうやうのかたさへ云々、とある下の注に、左右の樂のわけめをしり給ひて「から人の」とよみ給へるやうにいはれたるはさることのやうなれど、頭書にもいへりし如く、舞樂の盛なる御代にあひ給へるやんことなき御方ならば、左は唐、右は高麗といふばかりの事を知給はぬやうやは有べき。それ知給へるが御后がねといふこと、さらにことわり聞えず。物遠くつきなき注といふべし。新釈の説さまは少しは理あるやうなれど、猶同じ趣なれば論に及ばず。とにかくにさる故事などの伝はりて、異朝のふるきためしをしりてよみ入給へるが、大かたの人のえしらざりし事などなりし趣に見えれば、この詞は解がたし。猶よく考ふべし。

かいしろ 四丁ウ(翻刻八ページ) **孟**垣代也。警固也。垣に立て此内にて装束を着する也。

拾今案、孟津の説おほつかなし。やがて下に木高き紅葉のかげに四十人のかいしろいひしらず吹たてたる物の音どもにあひたる松風まことの

み山おろしと聞えて吹まよひ云々。河海云、「長秋卿の笛譜云々」。咲花云、「云々」。此説のごとくならば、楽人をすべて垣代といふ歟。日本紀、「立^{ウタガキヒトナリ}歌場衆^{ウタガキヒトナリ}」歌場、此云宇多我岐」。続日本紀云、「天平六年二月癸巳朔、天皇御^ミ朱雀門^ニ覽^ミ歌垣^ヲ」。男女二百四十余人、五品已上有^ハ風流^ノ者、皆交^{マツ}雜^ル其中^ニ云々」。又称徳天皇由義宮にして歌垣を御覧じけることも記せり。行列する事、垣のごとくなれば歌垣といふ歟。今垣代といへる、是なるべし云々。

いっそく 同(翻刻八ページ)河右族也。華族也。又云、右職。

孟有職の人は諸芸に達して人体にいたるまでの心也。

余荷田在満云、「有職とかける文字、義もなく聞ゆ。もし有職をいふにや」。雅望云、右職の字なるべし。前漢文王伝に、「選^ニ郡県小吏^ヲ、開敏有^レ材者親自飭厲遣^{シテ}詣京師^ニ。受^ラ業博士^ニ。数歳皆成就^ス。還歸^テ為^ニ右職^ト」。注師古曰、郡中高職也」。

●**釈**余滴の説、雅言集覽にも挙て物語ぶみの例ども多く引たり。げに面白く聞ゆるやうなれど、漢書なるは選挙につきていふ意と聞ゆれば、なほいかがあるんとぞおぼゆる。有識の字、相応^{アヒカサ}へるなるべし。職字の非なるよしは、はやう多田義俊などもいへり。さるを、中昔ごろの衣服調度をしらぶる字問の号とせるなどは、いみじきひがこと也。さて物語ぶみに見えたるは、孟津のごとき意也。

かざしの紅葉云々きくを折て 五丁オ(翻刻九ページ)河楊氏漢語抄云、「頭花加佐之。又挿頭」。花挿は冠の角に指す也。結^ヒたる藤を指事、

常にある歟。冬も藤を指と聞し歟。○菊挿頭事、後撰云、「女八のみこ、元良の御子のために四十賀し侍けるに、菊花をかざして。參議藤原伊衡朝臣。万代の霜にもかれぬしらくをうしろやすくもかざしつる哉」。采花物語云、「治安三年十月十三日、殿の上^{道長公の上}の御賀なり。かざ

どこぼちたるなりけり。惣て追儼の事、諸書に見えて明らけし。
●**釈**河海抄にはなほ多く諸書を引たれど、さしも用ある事ならねば今は略きつ。から国にては旧き習俗とおぼしく、周の世より見え始たり。皇国にはそれを移されたる也。新釈の説は、江家次第の文を採たる也。同書の頭書に、「桑弓桑にあらず、桃ならん。蓬矢蓬にあらず、蘆ならん」と注せられたるは、文選に桃弧棘矢とあるが本文なる故なるべし。なほ委くは本書を見るべし。

名だかき御おび 十三丁オ(翻刻二ページ)花うつほ物語云、「うへ、世中に名高くつたはりける御おびあまたあるが中に、よしとおぼすをとり出させ給ひて、大将に『これついたちに、てうはいなどあらんをり、ものせられよ』とてたまふ云々」。

●**箋**玉の帯也。名物花鳥に見ゆ。私云、玉帯、有文^{ウモシ}・無文^{ムモシ}、丸軻^{マルトモ}なりのまろぎ也。巡方^{ジュンホウ}よはうなる也。三位已上用^レ之事による也。四位參議も用^レ之。碼碯^{マガン}帯丸軻ばかり也。石の帯といふ。四位の人用^レ之。犀角帯、巡方・丸軻あり。五位用^レ之。烏犀^{ウサイ}帯は牛角にてする歟。六位用^レ之。

内宴 同ウ(翻刻二ページ)弄正三月中に清涼殿にて文人をめしして詩を作り講せらるる事あり。主上ならびに執柄赤色袍を着す。保元に信西中行ひて、後は絶たる事也一注。

●**岷**公事根源抄云、「内宴。正月廿一日云々中略。頭書三注ス。廿一日廿二日の程、子日にあたれば其日おこなはれて、一二献の後親王公卿に若菜の羹^{アゲチ}を給ふ。保元に信西申行ひ侍りし後は、たえて侍るにこそ」。私云、弄花に一注としてしりしたると相違あり。不審云々。

●**釈**内宴の式、西宮記に委く見えたり。弄花に「清涼殿」とあるは、公事根源に「仁寿殿」とあるをよしとすべきか。西宮記に「調^ニ仁寿承香綾綺殿^ノ御簾^ノ事、仰^ニ木工^ノ云々」と見えたり。公事根源に「子日にあた

しの花ども、こがねしろかねの菊の花をつくりて、このきんだちかざしたる」。延喜十八年十月九日御記云、「女房侍^シ前^ニ。菊花盛^ニ開^ク。此夕^ハ更衣命婦藏人等相集^テ。頗^ク設^ク小宴^ニ云々。中略臨^テ明左衛門督折^テ菊花^ヲ奉^ル挿頭^ニ」。●**新**類聚国史に、桓武の御時、楽ならねど蘭を挿せしと見ゆ。さて此蘭はふぢばかまにはあらで菊をいふなり。

●**釈**挿頭花は上古の髻華^{ウツス}のなごりなるべし。髻華も上古は直^{ナダ}に髻にさしけんを、冠の上に挿すこととなりしは、推古天皇の朝に唐さまの冠位儀礼を摸^ムし給ひし時よりの事と見えたり。日本紀をよく読て知るべし。さて後は大かた作り花を用ゐらるる事なりし也。されどここなるは折から風流の為なれば、真の紅葉菊と聞えたり。

なやらふとて 十丁ウ(翻刻一七ページ)河金谷園記曰、「為^ニ陰氣時絶^ニ陽氣始来^ニ陰陽相激^シ。化^{シテ}為^ニ疾厲之鬼^ト。為^ニ人家^ノ作^レ病^ヲ。黄帝使^テ防相氏^ヲ、黄金四目、身着^ニ朱衣^ヲ、手抱^ク梓楯^ヲ、口作^ニ儺々^ノ之声^ヲ、以^テ驱^ク疫厲之鬼^ト。至^レ今^ニ歳除夜^ヲ為^レ之^ト」。文武天皇慶雲元年甲辰十二月、此年天下諸国^ニ疫^ヲ百姓多死^ス。始^テ作^ニ土牛^ヲ追^ニ大儺^ト」。除夜に儺を追事也。「鬼やらひ」といふ。追の字を「やらふ」とよむ也。儺の字をも「おにやらひ」と読也。始^レ自^レ禁中^ニ迄^ニ于^ニ何家^ニ行^ク也」。

●**余**ここに慶雲元とせるは誤也。続紀を考るに、慶雲三年丙午のとし也。●**新**追儼を「なやらふ」とよむ。「やらふ」は追^ツことなり。又「鬼やらひ」ともいふ。こは十二月除夜に大舍人寮方相をつとむ。熊皮に黄金の四目をつけ、朱衣を着、楯戈を持たる鬼の形をなす。さて此方相、先儺^ナ声をなして戈を以て楯を叩く。群臣これをうけて、呼^ツつ方相を追て、御前及びかたがたをわたる。殿上人長橋の内にて桑弓蓬矢して方相を射る。さてさまざまの事有て、末には格子を放ちてふみならし、白木灯台を衝^ツなど乱りがはし。然れば、かの物を打ならしなとするまねすとて、屋な

らば云々」とあるは、西宮記に「当^ス子日^ニ二二献^ノ後、女藏人等以^テ若菜羹^ヲ盛^ニ土器^ニ、就^テ主卿座^ニ相分^ツと見えたる事なり。「二二献」とあるは「三献」の誤にて、此上文に「給^テ臣下^ニ三献^ヲ」と見えたる時の事なり。また公事根源の本書には、「廿二日」の下に「廿三日」の三字あり。岷江は脱たる也。弄花に「正三月中」とあるは、西宮記に応和二年二月廿日の例あり。三月の事は見えず。また「保元に信西云々」とあるは、公事根源集釈に「平治元年正月廿一日被^レ行^ク内宴^ヲ」と注して、保元の事は見えず。なほ考ふべし。

●**歌**よそへつつ云々 十九丁ウ(翻刻二八ページ)新後撰に、「我やどの垣根にうゑしなでしこは花とさかなんよそへつつ見む、是をとりて、恵子女王の其御子義孝少将の久しうまゐらざりける時、なでしこの花につけてつかはしける。よそへつつ見れどつゆだになぐさますいかにかすべきとこなつの花、とよめり。今は此二首をかねて歌と詞になしたり。恵子女王の歌は新古今に入たり。此女王は冷泉院の比の人なり」。

ただちりばかり此花びらにと聞ゆ 同(翻刻二八ページ)拾^ウうつば物語に、「花ざくらのいとおもしろき花びらに」とて歌あり。伊勢家集に、「桜の花のたよりにものいひたる人とおもはせて、糸にをどこ女のゆきあひてものいひはじめたるを、ひとつのひらにかかせ給へる云々」。

あざれたるうちきすがた 同ウ(翻刻二九ページ)弄^ウ大袿ばかりをきて云々。

●**新**袿衣は、延喜式には中宮の御料にのみ有て、天皇の禊^{アゲヌ}にあたりしかるを、後撰集に、「二二条^ノ后の御前にて、敏行朝臣の白き大うちき賜れり」と見ゆれば、大袿衣てふ名もはやくより有しならん。さらば今源氏のうちきすがたと有は大袿也てふ注、さもあるべきか。

ささうのことは中のほそをのたへがたきこそ 二十丁オ(翻刻三〇

ペーシ)花箏、秦声也。世謂、蒙恬為之。絃有十三。象十二月。其一、以象、潤也。自一至五大絃と云。自六至十中絃と云。斗・為・巾を細緒と云。「中のほそ緒」は巾也。平調の時は、二・七・為、宮にて、中の緒は双調にしらぶるをいふ也。

弄「中のほそ緒」とは、中の緒の事なるべし。細緒よりも猶ほそき心なり。中のこのかみといへる類也。

細箏の十三絃のうち、斗・為・巾、此三の緒細き也。其細緒の中の第一のほそをといふ心也。兄弟をも弟を「中のおとり」といふ事、やがて此物語に有。

箏は大絃四筋、中絃四筋、細絃四筋、合て十二筋、此外に巾の絃一筋きはめて細也。十三絃中の細絃と云也。河花両抄の説相違。人の兄弟の幼少なるを「中のおとり」と云、此義に同じ。

本居翁書人本に村田光庸といふ人の説とて有を、頭書には拳たり。其次の文に云、「さて為の緒よりも巾の緒はいよいよ細く、又調子も盤渉調の時などは巾の緒は神仙調になりていよいよ高ければ、為よりも巾の緒はいよいよ絶やすかるべきに、巾をいはずして為の緒をきれやすしといふはいかにとなれば、右にいふごとく二・七・為は宮にて、其調子調子の主となりて、何れの曲にても此三絃は余の絃よりは格別に弾く事しけきが故也。かかれば花鳥に平調の時は『二・七・為、宮にて云々』とあるも心得ぬ注なり」。

平調におし下して 同(翻刻三〇ページ)細巾の緒のせまりたるをおしくだす心なり。

万平調より絃のせまりたるは、呂一越性調也。又こま律平調歟にて有けるを、平調におしくだしたるなるべし。「ほそろぐせり」は、狛一越調の楽なり。平調の位にて、呂のしらべにかはりたる物也。されば通法

ほそ緒は為の絃にて、絶やすき事をいへる也。黄鐘調・盤渉調などの高きにては、為の緒きれやすければ、平調に柱をおし下してしらすべ給ふ、と也。問云、為の絃より巾の絃ほそく、且調子も盤渉調の曲なれば神仙調になり、平調の曲なれば下無調になりて高ければ、為の絃よりは巾の絃絶やすかるべき歟。答云、さるにては、中の字を、中のこのかみなどいふ中の字の義とする説と同意にて、非なり。その故は、右に弁ずるごとく、二・七・為の絃、宮にして、主になりて多く弾く絃にて、それにつづきては一・五十の絃、徴にあたりて、これはた多くひく絃也。はての絃も、宮に比すれば弾ことすくなし。然れば巾の絃にあらざして、為の絃なること明らけし。広道云、諸抄の説いとたどどしくして、決かくと聞ゆるもなく紛はしけれど、予、管絃のことに疎ければ、煩はしきを堪て諸注を悉く記しつ。それが中には、光庸といふ人の論さしあたりてげにとは聞ゆるやう也。中の細緒とある中の字に説をつけて、中のおとり、中のこのかみなどの中とせられたるは、とにかくに強説なるべし。上に何ともいはずして、かくふと中とはいふべくもあらず。また平調におし下してほそろぐせりを弾給へるやうにある注もひがこと也。ほそろぐせりは、かきあはせまたわかけれど、拍子たがはず、とあれば、上の平調にはあらで、これは笛を吹て調子をさだめ、それにつけてかき合せをし給ふ也。さらでは播合といふ事をふたたびいふべきやうなし。文の語脈によくよく意をつけて考ふべし。なほ其道にたけたらんにたづねて決むべき也。

うねべ女蔵人 廿三丁ウ(翻刻三五ページ)花采女女蔵人とは、ここに書たれど、蔵人はうねべよりもあがりたる女官也。さるによりて元三の御薬にも、内膳司の御はがためをば采女役送して女蔵人につたへ、女蔵

人はいぜんのすけにはわたす也。又御厨子所には、采女の中をえらびて

平調にといへるにや。又平調よりかりたるしらべにて有けるを、平調律にくだして其外の調子などをむひかせ給ひて後に、この一越調になしてほそろぐせりを引給ひけるにや。いづれにても其理有べし。「かたき調子どもを」とあれば、あまたのしらべのてうしどもをといへるにや。絃の物にも調子を引たるを、今の世には管ばかりに吹く事になり侍る也。長享二年十月七日記之云々。

此已前のしらべ、壹越調なるべし。手もとへせまりたる調なれば、中の絃など誠に切にして堪がたき物也。盤渉はさがり過たるに、平調はよき程にたひらかなる調也。壹越をおし上げてしらべられたる也。

岷此段心得がたきやうなる歟。「おし下して」とは、もとは壹越調にても有べし。いかさまかりたる調子を平調にしらべたるなり。さて「おし下してしらすべかき合せばかり」とよむべし。さて「ほそろぐせり」は、長保楽の破なり。弄花の義にも「狛一越といふは、その声平調にて呂也」と有。河海にも「長保楽は右楽太食調」とあり。太食調は平調の声にて呂あり。狛笛の壹越調に通ずる故にかくいへる也。不審なき歟。又昔は絃にも調子をひくと弄花の義にあり。されば「かき合せばかり」とはいへる也云々。

村田光庸云、「此注古来誤れる歟。案に、一より五に至るを大絃といひ、六より十に至るを中絃といひ、斗より巾に至るを細緒といふはさるべき事ながら、巾の緒を中の細緒とする事、心得がたし。中のほそをといふは、斗・為・巾の正中のほそをといふ事にて、中とは上中下、初中後などいふ中の字の義にて、為の絃の事也。さる故は、何の曲にても二・七・為の三絃、宮になりて、一越調の曲なれば一越調になり、平調の曲なれば平調になり、盤渉調の曲なれば盤渉調になりて、それぞれの楽の調子になりて主となる絃也。されば「中のほそをのたへがたき」とは、中の

得選となづけて、得選役送して命婦につたへ、命婦はいぜんの典侍にはわたす也。さりながら、節会の際は、内膳司の晴御膳をば采女これを供ず。陪膳のうねべとて執せらるる事也。時にしたがひて上臈にもなり、下臈にもなる事也。加様の事はいまめかしきやうなれど、すゑの代にはしる人も有がたく、又井中人などのためにこの抄はしるし侍るによりて、いまさらなるやうなれど、ことの次に申侍る也。

職員令曰、「采女司。正一人。掌檢校采女二等事。佑一人。令史一人。采部六人。使部十二人。直丁一人」。又云、「凡諸氏氏別貢女。皆限二年卅以下十三以上。雖非氏名欲自進仕者聽。其貢采女者、郡少領以上姉妹及女形容端正者、皆申中務省奏聞」と見ゆ。しかるを、類聚国史大同二年五月の下また十一月の下に、「停諸国貢采女」といふ事もあれば、諸国より貢りしは此時に停られけん。然れども、同書弘仁四年正月の下に、「制。令伊勢国壹志郡・尾張国愛智郡・常陸国信太郎・但馬国養夫郡、貢中郡司子妹年十六已上二十已下、容貌端正堪為采女者各一人」と見えたれば、此等の所々よりはなほ貢りけん。延喜中務式に、「凡諸国所貢采女名簿者、弁官経奏下知省、訖録其由送内侍」とも見えたれば、大同に停られし後にまた貢るべきよしの制ありしにや。禁秘御抄に、「陪膳采女尤可然事也。近代漸令零落無極。尤可有沙汰事也。陪膳采女典侍仰之。応和例也云々」と見えたれば、采女は御膳の事に主と仕奉る女官なりし也。然るを後にはやうやう衰へて、花鳥に注せられたるさまにはなれりし也。されど「節会の際は云々」とあるをもて、その本職なる事は知られたり。さて采女は宇禰倍と古書どもに見えて、ウネメとはいはず。花鳥にも猶うねべとかかれたり。さるは、采女部といふを切めていへるなるべし。今ウネメとのみいふは、字につきて訛れるにて、なかなかひがことなり。

御けづりぐし みうちきの人 廿四丁ウ(翻刻三七ページ) **余**榮花物語根合の巻云、『みくしあげのないしのすけのぼれなどいはずよ』とおほせらるれば、べんの内侍のすけ参り給へりける、のぼりて、ひのおましに御いしたてて、御ぐしあげさせ給ひておはします。

〔河中院事書云、「御髻とる人の事也云々。御梳櫛の人は、わらはくびの無文の直衣を給はりて着する也。仍て『御うちきの人』といふなり。一説云、御装束奉仕する人也云々。御門の無文のむらさきの御直衣を給はりて着る人を『みうちきの人』といふ云々。』

〔花藏人私記十三云、「御髻御髻事、侍臣之間撰^フ堪^ル事之人^ヲ。供無^ニ定例^ニ皆着^ス当色袍^ヲ。注謂^フ之御柱^ヲ。染紫色^ニ絹也。納^ム藏人所^ニ。今案、御もとどりと、御びんにまゐる人は、紫のきぬのなほしをきて祇候するを、「うちきの人」とはいふ也。

〔弄見^ユ花みうちきとは、きぬのなほしをいふ。一注或抄御説、「うちきの人」とは白ききぬをきると也。

〔岷聞書、御もとどりとる人とあり。又御さうぞくめさする衣文^{エモ}の人と也。又「御けづりぐし」は源内侍、「みうちきの人」は御もとどりとる人と云々。又けづりぐし・御もとどりは源内侍にて、御うちきの人とは御さうぞくの衣文にまゐる人と也。

〔新此事藏人私記によらんもさることながら、只御髻の事ならば同じ御座にて有べきか。御衣を更るは所こそ有なれば、さる人めして他へ出させられんものなり。且御けづりぐしの後は、必御衣はかへ給ふべし。又御髻のみに外へ出給ひて、やがてかへり入せられんも煩はしうかるべき事歟。しかれば此「御うちきの人」は、御装束の事といふ説によるべくおぼゆ。

〔玉枕冊子に、「日のいるほどにおきさせ給ひて、山井の大納言めしいれ

いみじうはづれそそけたり

同(翻刻三八ページ) **余**「はづれ」は俗に「ほつれ」といへり。髪のはづれたるをいふ歟。拾遺集哀傷^ハ藤衣はつるるいと君こふるなみだの玉の緒とやなるらん。「そそけ」は、徒然草に「あつ物くひたる日は、髪そそけず」といふこと見えたり。新撰字鏡に髻とあれば、髪による詞なり。

〔本居翁書^本一説云、「いみじうはづれ」は、俗に目のはづれたると云詞なるべし。ハツレより見ゆると云説は非なり。『いみじうはづれ』とあれば、はづれよりとは聞えず」。広道云、余滴に『はづれ』は俗に『ほつれ』といへり」とあるはたがへり。髪ともいはずしてただにほつれといひてよからめや。これは体言にて、髪のかかりたる外^{ウツ}れ際^{キハ}をいへる也。さても猶髪とはいはざれども、さる^ノの名となりてはしか聞ゆる也。「そそけ」の説はよろし。はづれ目といへる説は、いみじきひがこと也。目に「そそけ」といふ詞、有べしや。笑ふべし。

まだかか物こそ思ひ侍らね

廿七丁オ(翻刻三九ページ) **花**万葉四^ハしろかみに黒かみまじりおふるまでまたいとかかる物はおもはず

拾^ヒこれは万葉第四坂上郎女が歌なり。拾遺恋五にも入たり。黒髪二白髪交^シ至^シ者如^シ是^レ恋庭未^レ相^レ爾^ニ。

〔余雅望考るに、「まだかか物こそ思ひ侍らね」といふには此引歌かなはず。初に内侍のもてる扇に木だかきもりのかたを糸がきて「もりの下草老ぬれば」と書しを源の見給ひて、「森こそ夏の」とたはれ給ひ、また「さざわけば人やとがめん云々」とよませ給ひたるなど、皆扇の絵によりてつづけ給へるなり。ここに「又かか物こそ思ひ侍らね」と内侍がいへるも、森によりていへる也。大和物語に良少将の歌^ハかきは木のもりのした草老の世にかか物思ひはあらじとぞ思ふ、またく此歌を

て、みうちきまゐらせ給ひて、かへらせ給ふ。桜の御なほしに紅の御その夕ばえなどもかこければ、とどめつ」と見えたり。これも御装束の事のやうにも聞ゆ。猶よく考ふべし。

〔右の説ともいさまさまにてまぎらはし。されど、この文勢、かならず頭書に挙たる万水一露のごとくならでは、ことわり聞えがたし。花鳥に引給へる藏人私記の注、証文のやうなれど、当色の袍を着るはもちろんなる事を、別に御柱^{ミツキ}といはんはいかがしき名つけざまなるべし。又紫にまれ何にまれ、賜はりたる御直衣を着たりとて、それを「御うちきの人」といはんもことわりなき名といふべし。さるは、ただ大御身近くつかう奉る人なれば、殊さらに賜はるまでにこそあらめ、それをやがて職名のやうにはいふまじき理なり。且かの私記の本文とはいたく異なる注なるもいふかし。とにかくに、はてにければ、といひ、人めして、といへるにて、別人の事とりまうすことはいと著きところなるをや。

〔まかは 廿六丁オ(翻刻三七ページ) **細**はの字清濁両義也。清時は目皮也。此義可然歟。目の皮の、白粉などにくろみたるさま也。俗に「おしろいじみ」などいふがごとし。

〔孟「まかばら」といふ本あり。老たらば目の皮くろみ落人^ル也云々。湖師「まかは」は、俗にいふ「まぶた」也。

〔余和名抄唐韻云、「睚和名万奈加布良。目睚也。按るに、ブラの約バナれば、「まかは」ともいふべし。目皮の字は史記酈生伝に見えたり。

〔本居翁書^本云、「睚マカブラノ説可^レ用。ブラノ反バ也」。広道云、右の説ども、何ともなき事をいごとごとしく注せられたるはいかが。「まかは」は目の皮也といふにて、明らかき物をや。まかばとよみてマカブラの反などあるは、いふにも足す。さるむつかしき反切の論などすべて用なき事也。

思ひて「またかか物こそ思ひ侍らね」と内侍がいへる也云々。

〔余滴の引歌も猶かなひがたし。大あらしのもりを柏木の森とせんもつきなく、引歌をとれる例にたがへり。未^{マダ}を又^{マダ}とせるも文にかはなず、ひがことなり。

見みまほしきはかぎりありけるをとや

廿八丁オ(翻刻四一ページ) **河**いたづらにゆきてはかへる物ゆゑに見まくほしきにいざなはれつつ。

〔恋しさのかぎりだにある物ならば云々。細引歌に不可及。此人にてもなぐさめがたき也。

〔孟^ハいたづらにゆきてはかへる云々。とにかくに源に逢たきと也。箋人の高下尊卑は限ある物かな、頭中将に誰人かは及ぶべき、随分の人なれども、源氏のなずらへにも及ばざれば、只源氏のみ見まほしき也、されば人の分際の限りあるものなるべし、といふにや。

〔岷源氏のつれなくおはするなぐさめにと頭中将を思ひつれど、見まほしきは源氏君にかぎりたる、といふ事を、「見まほしきはかぎり有けるをとや」とはかけり云々。

〔湖師^ハ中将にて慰んと思へども、実に逢まほしきは限り有て源より外にはなきとにや、と草子地にいふ也。

〔新おもひなぐさむやと中将に逢ども、猶まぎれがたく源の恋しき、と也。追書「かぎりある」の詞きこえがたし。

〔玉補^トともじなきを小櫛によしとせられたるは、心得ず。

〔釈^ハ右の説ども、何れも語の意をたしかに解れたるもなく、いとたどたどし。河海に「いたづらにゆきてはかへる」といふ歌を挙給へるは、ここにはよしなし。細流・孟津・岷江・湖月・新釈の諸抄、いづれも粗くして推量の説のみなる中に、箋は一ふしありて聞えたり。されど、「かぎり」とあるを高下尊卑の分際のやうに記されたるは、猶いかがあらん。

ここは尊卑の分際の際にはさらにあづからぬ所なるをや。又「ありけるを」といふをの辞も、分際の事としては聞えがたし。玉小櫛補遺に小櫛を難じたるはさることながら、其説を擧ざればいかに思ひとれりともしられず。皆いと貫かぬ注ども也。予が考は本文の釈に注せるがごとし。

うんめいでん

同(翻刻四一ページ) 箋古語拾遺云、「至于磯城瑞垣朝」

漸畏神威、同殿不安。故更令齋部氏率石凝姥神裔・天目一箇神裔二氏、更鑄鏡造と劍。以為護身御璽。今踐祚之日、所獻神璽劍鏡也。此文ハ今改メテ本書ヨリ引出ツ。箋二引レタルハ違ヘレバ也。禁秘御抄云、「垂仁天皇御宇、始為別殿、御温明殿。白河院仰云、内侍所神鏡飛出天欲上天。而女官懸唐衣袖奉引留。依此因縁女官守護云云。」岷温明殿は云々頭書二引。是白河院の勅定のごとし。凡近代おはしますは春興殿なり。それを内侍所と申て今も女官どものさぶらふ也。主上神鏡と別殿におはします事は崇神天皇よりの事と、古語拾遺に見えたり。是を正説とすべし云々。

瓜つくりになりやしなまし

廿九丁ウ(翻刻四二ページ) 花是は催馬

樂の山城の歌の詞也。是をとりてよめる歌、六帖にあり。山しろのこまのわたりの瓜つくりならひて後ぞくやしかりける。

余此花鳥の歌、撰集には見えず。拾遺雜下、おどにきくこまのわたりの瓜つくりとなりかくなりなる心かな。兼盛集、山城のこまのわたりを見てしかな瓜つくりけん人のかきねを。これこの瓜つくりをよめり。されど催馬樂の外はここに用なし。

細箋「うりつくり、いかにせん、いかにせん、はれいかにせん」の詞をとれり。

岷聞書うりつくりの歌をうたふ事は、歌の詞に「成やしなまし」と有は、此瓜作り我を思ふといひて、彼ものつまにやならん、と也。其心を以

みありしによりて、物語の作者、文君をひきよせてかきたるべし。

新花鳥に、此事定家卿の本には「がくしう」と有、親行本には「文君などいひけん昔の人も」とありとて、両義をもて争へども、「琵琶」としもいひ、他の語も覚ゆる事多ければ、老少にはかかはらて琵琶行の意とおぼゆ云々。

なかなかしく見つけ給ひて云々その人なめりとみ給ふに

卅二丁オ(翻刻四六ページ) 細源はやがて中将としり給ふ也。

釈書入本に本居翁云、「わざとおそろしげにもてなしておどす也といふ事を、しるく見つけ給ふ也。細流非なり。中将としり給ふことは、下の人の人なめりと見給ふ、とあるがそれなれば、事重る也」と有。広道案に、此説はいかが也。これは中将のあらぬさまにもてなして、我としられじとてわざとおそろしげなるけしきを見する故に、却て著く中将也と見つけ給ふ也。我としりて殊更にするなりけりと、といふ詞、かの修理大夫などをさしたる語勢にあらず。源氏君と知てことさらにおそろしげにもてなしつとおどすは、かならずうらなき中将なる事あきらけし。其人なめりと見給ふに、とは、著く中将と見つけ給ふ事をふたたびたしかにいひて、下の文を引起す筆なり。別なるにはあらず。されば細流誤にはあらず。

ほころびは

同ウ(翻刻四七ページ) 雅集宇治拾遺七「水干のあやしげ

なるが、ほころびたえたるを云々。ほころびぬひにやりたれば、ほころびのたえたる所をば見だにつけずして云々。雅望凡几帳のも、又衣のもの、たとへは關腋のごとく、はじめよりわざとぬひのこしたる所をほころびといへる也。それがぬひてありし所までもほころびぬるを「たえたる」とはいへる也。ただぬひたるものほころびたるは勿論なり。

釈この雅望が説、いとよろし。直衣のまかならず腋の下をほころびと

「禁色」ハ「營」ノ誤カ。

て、かかる物思ひをせんよりは、かかるいやしきものの妻に成てなりとも思ひをなぐさめやせん、いかにせん、と歌の心に我思ひを引合せて此歌をうたふにや。折ふしも又瓜の時分なり。

釈催馬樂なる山城歌は、万葉集十一旋頭歌に、山しろの久世のわく子がほしといふれあふさわに我をほしといふ山しろの久世、とある歌の意を本にて、余滴に引る拾遺集の「となりかくなりなるころ哉」といふ歌に合せて作りたるもの也。さてしか作りたるうへにては、岷江入楚に注し給へるとき意と聞ゆ。又内侍が此歌をうたふ意も岷江のごとくなるべし。頭中将を瓜作りになぞらへたる也。さるは、中将は瓜作りのごと賤しき人ならねども、心になはぬよりよそへてうたふなめり。この上文に、つれなき人のなぐさめに、とおもひつれど見まほしきは、かぎり有けるぞとや、といへる所にあはせて知るべし。すこし心づきなき、と有は、玉小櫛のごとく、色めき過てほりかなるをこころづきなく源氏君のおぼせる意なるべし。

がくしうにありけんむかしの人と

同(翻刻四二ページ) 河文君事、

史記曰云云、司馬相如伝ヲ挙ラレタレド、用ナケレバ今ハ省キツ。

花文君といひけん昔の人も。この文君を、定家卿の本には「鄂州にありけん人もかくやをかしかりけん」とあり。河海に両説を出されながら、「鄂州はなほ物語の心にかなへり」と注せられたり。うりつくりの歌をうたふを源氏の立きき給ふは、鄂州の女のうたふを樂天の聞しには似たるやうなれども、かの鄂州の女は十七八の物とみえたり。源内侍のすけはさだ過たる齡也。すこぶるなずらへがたく侍るにや。これによりて愚意には文君なほたより有て思ひ侍り。そのゆゑは、卓文君としよりて、司馬相如にすさめられて白頭吟といふ歌をつくれり。相如これを見てあはれと思ひけるにや。源内侍のすけも、としよりて人のもてなさぬうら

いひけんこと知るべし。

歌 あそらだちし云々

卅三丁オ(翻刻四八ページ) 余後撰恋三「人のも

とにまかれりけるに、すのもとにすゑて物いひけるを、すをひきあげればいたくさわぎければ、まかりかへりて、又のあしたに遣しける。藤原清正、あらかりし波のこころはつらけれどすこしよせしに声ぞ恋しき。此歌を思ひてよみたるなるべし。

おびは中将のなりけり我御なほしよりは云々はたそでもなかりけり

同(翻刻四八ページ) 花上略。頭書二挙タリ。藤裏葉巻に、夕霧宰相中将のな

ほしの事、源氏君の給ふとて、「非参議のほど、なにとなきわか人こそふたあぬはよけれ」との給へり。非参議とは、二位三位などの中将をいふ。すでに夕霧は八座に昇進し給ふ事なれば、花田のなほしをき給ふべきといふ心也。神の巻に、源氏の帯を「うす二あぬなるおびの、御そにまつはれて」とあり。今頭中将はこき二藍なれば、「わが御なほしよりは色ふかし」といへる也。近代直衣の帯に下襲の色をもちふ。禁色人冬蘇芳面白、裏濃打綾、夏蘇芳、寒草、冬草、四位以下非参議人冬躑躅面白、裏濃打平絹、夏二藍、おほかた今も直衣をきるほどの人はなほしの色を用ひ、なほしきぬ人は下がさねの色を用べき事なるを、なほしきる人の下がさねをもちゐるは略儀と覚え侍り。

箋帯は直衣のきれを用る儀也。直衣ゆりざる人は下がさねの色を用べき也。其中にも禁色非色の差別有べし。色の事は、貴人ほど早く宿徳する故に、頭君、源氏に年ましなれども色こき也云々。

万直衣をゆるされたる時のきれにておびをするといへり。是規模なる事也。わかきは二あぬの色、年たけたるははなだの色也。宿徳とて主人ほどの位はうす二藍をきる也。源氏は三位也。故にうすし。頭中将は四位なる故にこき二あぬをき給ふ也。二あぬは、あぬと、かりやすにて

中嶋広足が檀の下枝に、「はたさて」の事を論じて、字は鱸袖と書べしといへり。其説に随ふべし。

そむるといへり。「色ふかし」とあるに見合すべし。

細鱸袖也。ある説、「はた」は辞也。将字也。不用之。

箋鱸袖也。又ノ義將ノ字云々。

まことはうしや世中よ 卅五丁オ（翻刻五〇ページ）**花**古歌の詞あるべし。尋ぬべし。

弄本歌未見。歌詞ならでも、世中を観じたるにても可然歟。細同
箋理はあきらか也。引歌未勘。

新是は古今集恋に、なかれては妹夫の山の中におつる吉野の川のよしや世中、又雑に、しかりとてそむかれなくにことしあれば先なげかれぬあなう世中、此二首をおもひて、ひとつにいひたるなるべし。

釈こは必引歌あるべき所なり。弄花に世中を観じたるとある注、さららに意得ず。こは互に戯れ給へる事の未なれば、世間を観するなどいふべき所ならず。新釈はよろしげなれど、猶引れたる二首の歌の意にてはここにはかなひがたし。本文に注せる余滴を得たりとすべし。さてまことに、といふよりかたみにいひ合せ給ふ詞なるべし。

とこの山なる 同（翻刻五〇ページ）**新**花鳥に云々。真淵云、是は万葉卷十一に、「狗神之島籠山爾有云々」と有て、注古の女は、男に父母のゆるして逢時ならでは名はいはぬことのむね、万葉にも紀にも見ゆ「妹が実名はしらずと夫の給ふに、今はかく相逢ふ中なれば我名をまうさん、といへる歌也然るを、中比の人誤りて、「いざとこたへてわが名もらすな」と唱へ来れるを、ふるく古今集に好事の書入たるもの也。さて此文の比には、其誤唱へしをのみことわざにいひしと見えて、かく書たり。これらは物がたりなればかくても有なん。実の物ならばいかにぞや。

七月にぞ后み給ふめりし 卅六丁ウ（翻刻五二ページ）**河**左伝曰、「帝嫡妃曰皇后」。漢書曰、「以備内職為后。正位宮闈」。同休天

○花宴卷余釈

南殿のさくらの宴 一丁オ（翻刻六ページ）**河**南殿桜云々。延喜御記にも「郡列桜樹東頭」などあり。天徳に焼たりけるを、康保元年十一月に植らる。すなはち枯る。同二年正月に又植られて、三月に花宴あり。兩度之間、一は重明親王家樹、一は西京より移植らる。其後度々焼亡に、毎度植らるる者也。

湖師拾芥抄云、「南殿前庭桜樹者、本是梅也。桓武天皇遷都之日、所被植也。而及承和年中枯失。仍仁明天皇被改樹也云云」。

河花宴事 延長四年二月十七日御記曰、此日殿前桜花盛開。仰召文人聊開花宴。昨暮預令召可候文人、今日遣使召常陸太守貞真親王、左大臣。々々々々所煩不參。申剋常陸大守參入。同剋仰藏人立椅子東北庇自北第二間、敷菅円座兩三枚於北階南簀子敷、為親王納言座。桜樹下鋪座西面為文人座。西剋左衛門督藤原朝臣參。即着椅子。令召親王藤原朝臣等。即參來侍座。仰令召文人。即文章博士公統朝臣、民部大輔博文朝臣、右中弁大江、民部少輔諸蔭、侍内御書所。大内記橋正臣以下、文章生以上七人、參入仙華門着樹下座。侍臣給紙筆。仰令獻題。藤原公統朝臣進昇殿。藤原朝臣座前給之。令書題目奏。花芳紅蠟珠。仰又令上。又書奏。書之。桜繁春日斜。仰以後所上為題。又仰令探韻字。右近權少將実頼探韻奉上。次親王以下就文台探韻。仰清平朝臣元方在衡維時尹甫等、探韻令就進中座。于時内藏寮給酒肴。中納言藤原朝臣參入。仰令探題。其後仰召樂所管絃者四五人。時々奏音声、以助謳吟。及子剋終。頭取文台、以公統朝臣為講師讀詩。仰文人

皇下略。令曰、「中宮職謂皇子宫。其太皇太后、皇太后宮亦自中宮也」。釈曰、「今称皇后為中宮也」。

細藤つぼの女御、中宮に立給ふ事也。河内本に「十月」とあり。七月可然歟。そのゆゑは、皇太后宮藤温子、昭宣公の御女也。寛平九年七月中宮に立給ふ。昌泰二年七月皇太后たり。此等に模して書侍るなるべし。然者、七月尤可然也。箋・弄同

弄班子女王光孝后宇多母、寛平九・七・廿六皇太后。
釈しひていはば、これらの例を思ひてかかれたるにもあるべからん。さらば右の説どもに従はんか。河海に引れたる文には、七月の上にそのとしいふこと有。さる本もありしなるべし。

御こしのうちもおもひやられて 卅七丁ウ（翻刻五四ページ）**河**伊勢物語「二条の後のまだ東宮の御息所とまうしける時、氏神にまうで給ひけるに、このゑづかさにならひけるおきな、大原やをしほの山もけふこそは神世の事もおもひいづらめ、とて、心にはかなしと思ひけん。いかがおもひけん、しらずかし」。

万此段、よくここに心かなへり。業平も后にむかしあひ給ひし事を、今御供して思ひ出てよめり。

花中宮の行啓には鳳輦にめさるる事もあり。又庇さしのいとげの車に乗給ふ時もあるなり。供奉人の行粧も乗物によりてかはること侍るなり。

等近侍砌下令講。其後管絃頻奏吟詠不止。仰常陸大守親王彈箏。中納言藤原朝臣彈琴。及丑剋、給親王納言御衣。文人給綿侍臣及樂所人等給疋絹。寅剋入内。侍臣退出。○度々花宴中延長四年例探韻以下尤相似たり。○拾遺集「天徳三年三月、内裏に花宴せさせ給ひけるに、九条右大臣。さくら花こよひかさしにさしながらかくて千歳の春をこそへめ」。

河海には右の外に、延喜十七年三月六日、康保二年三月五日、同三年二月廿一日等の花宴の例どもを出されたれど、そのみほとて今は省きつ。諸抄にもいはれしごとく、此物語のさまは延長の例に近く聞ゆれば、彼度の例ばかりをここには挙たり。委くは本書を見て知べし。

箋此巻の花宴事は、紅葉賀巻におりみ給はんの御心ちかうなるよしあり。御脱履程あるまじければ、御在位の名残に此宴を開き給ふの心也。延長四年の例を引用るも、醍醐御門代の末の年号なるに依て其面影あり。○凡勘例一度の例を守らす。此物語のならひ也。かれこれをもて取合せて分別すべし。細同旨

花桐壺御門を醍醐の帝になすらへ奉るにつきて、かの御宇に花宴行はれしは、延喜十七年三月六日・常寧殿花宴・詩題「春夜翫桜花」、延長四年二月十七日・清涼殿花宴・詩題「桜繁春日斜」、此兩度の例には過べからず。みな探韻作文御遊の事あり。延喜の常寧殿の花のえんも、宴席をば清涼殿にてひらかれし也。この物語の花宴も、南殿の桜を御覧ありて、宴をば清涼殿にうつらせ給ひておこなはるる事と心得べき也云々。下略

新或説に、此宴南殿の桜の宴とは書たれど、宴席は清涼殿にてひらかれつらんといふは、おもひ過したる説也。只南殿の宴とあるにまかせて、宴席もそこに有しと意得んぞ直かるべき。況や、村上の大御時南殿の

花宴有て、席は他にてひらかれしよしもしるさず、且囲碁などすら南殿にて有し事、西宮抄に見ゆるをや。さて此宴は、内宴・九日宴などよりはかるく、又常の花宴・水宴などよりはおもく書たり。すべて此文は必しも古き例にも泥まず、はた有べきほどの事をば加へたるも多く、又後の世のならばしを有まじき事と思ひてかへたるも、今はすたれたるをもいかであらばやと思ふをばむかしにかへして書つと見ゆるも侍り。よりにて古きも古からず、新しきもあたらしからず、例などをば有か無かに書し物をかたくなにあつるは、かねの思もて水の月の大きさをはからんとするが如し。此巻にも、かの桐壺のみかどを延喜の帝にたとへ奉りたるなどいふごときは、いふもたらぬ説なり。

たんぬん給はりて

同(翻刻六ページ) **花**先第一儒者奉_テ仰_ヲ献_ス題。次書_ニ韻_字盛_ニ中_坑、置_ニ庭_中文_台上_ニ。近衛次将先探_テ御料_韻二_字置_ニ宮蓋_ニ、昇_テ自_ニ御前_階献_レ之_ヲ。次王卿堪_ル属_文者、文人等、各進_ニ文_題頭_ニ探_ニ二_字見_レ之_ヲ。奏_ス官姓名及所_ニ探_ニ韻_字二_也。今案、探韻は各別_ニ二_字侍る也。ことごとく韻字かはる也。故懷紙端作_ニ云、「春日、同賦_ニ春夜_歌」桜花各分_ニ二_字応_レ製_ニ詩_某字_」。如_レ此書_之べきなり。

●新釈にも右の文を仮字書にせられたり。河海例と見合せて知べし。

やすき事なれど

二丁才(翻刻七ページ) **細岷**詩の絶句一首作るべき事はいとやすき事なれど、時宜にしあつかひたる也。

明今案、あながち詩の事にあらず、立出て探韻給はる時の進退をいふにや。

湖師 明星の御説を用ゆべし。

玉補_フげに明星の御説よし。「やすき事」は、上の「はるばるとくもりなき庭に立いづ」といへるをうけ、「くるしげ也」は上の「はづかしくて」と「はしたなくて」をうけたる也。

て御ふみつかはしたりければ、_へけふ過はしなまし物を夢にてもいつこをはかと君がとほまし」。中将更衣小大君集に、_わ我しなばいつこをはかと尋てか此世につきぬ事もかたらん。

聞えたがへたるもじかなとて

同ウ(翻刻一四ページ) **花**「きこえたがへたる」といふ詞を、源氏の君の思給ふころむけを女のききたがへて、ひとへになのらずはとふまじきにとりなして、「草の原をはとはじとや」とよみ給へる也。源氏の心ははじめよりさにてはなし。問ふべき事はとふべけれども、猶露のやどりをたどらんほどもてさわがれん事のうしろめたかるべきによりて、「たしかになのり給へ」とはいへるなり。しかなどては、しかしかのいはれにてあるといふ心を下の歌にのべ給へり。小_なささが原に風もこそふけ、は、露のやどりをもとめうしなふべきいはれ也。「わづらはしくおぼすことなくは」と下の詞にかきつづけたるは、二条のおとどのわたりわづらはしかるべき事を、小_なささが原の風にたとへたるへし云々。

釈『しかなとて』は、

しかしかのいはれにて有といふ心を下の歌にのべ給へり」といふことは、いみじき誤なり。此事は水原抄に誤りそめ給へるを、河海・箋など皆この誤を改め給はず。其中花鳥の説の委しきをとりに出たるなり。本居先生の玉小櫛に、「注ともいかが。然也をしかなとはいかでかいはん。又それにてはもといへるもあたらざ」とあり。実に此説の如く、ただ「もじかな」にてよく聞えたれば、今は諸説をあげず

しるしの扇はさくらのみへがさね

九丁ウ(翻刻一八ページ) **花**今按、桜のうすやう、面白く、うらすはう也。今按、こきかたにかすめる月をかきたるは、こきむらさきの雲をかきて月をいだしたるにや。

箋かさねのうらのこき紫也。私、こきすはうなるべし。このかたに泥霞を引て月をいたしたるへし。花に雲といへる、不審也。一本「三重が

●細流の御説よろし。明星の義はたがへり。さるを、助けていへる説ども皆ひがこと也。こは、地下の文人は、帝東宮の御才かしくく、かかる方にやんことなき人おほく物し給ふ比なるに、ましてはづかしくて云々といふ意也。「やすき事なれど」は、異本に「やすきほどの事なれど」とあるかた、よろし。かくてはいよいよ探韻賜はる時の進退をいふにやとは聞えがたし。詩一首作る事はいと易きほどのことなれど、といふことなるをや。ほとこの三字は写脱せる成へし。

春の鶯さへづるといふまひ

同丁ウ(翻刻八ページ) **河**南宮横笛譜云、「昔善舞_ニ此曲_一者、有_ニ左大臣源信朝臣及巨瀬式人等_一。仍_ニ承和御時_一勅_ニ信朝臣、以_ニ此曲_一令_ニ伝習_一畢。成康親王合_ニ于御笛_一。舞_ニ於清涼殿前_一。視_レ之者無_レ不_ニ感泣_一」。

柳花苑

同(翻刻八ページ) **箋**聞云、大唐には人の死したる時、あたらしく楽を作りて葬送の時これを奏する也。柳花苑も人の葬送に作りたる楽也。さて吹て見たれば吉の声あり。不審なりとて棺槨をひらき見れば、彼死人蘇生したる也。それより吉の楽にもちゆるなり云々。

かうじもえやらず

同(翻刻九ページ) **河**或説云、広才の人、難字を_作によりて講師もえよみやらざる歟云々。今案、此義不甘心。公宴の講師をつとむるほどの人、難字を不_レ読得_一乎。只秀逸なるを毎句よみやらす講じののしると云歟。

箋毎句秀逸なる故、各感ずるとて講頌中々事もゆかぬ体也。又一本「講師もえよみやらず」と云本あり。講師にをしへられてよむ物なれば、とどこほる義はあるべからず。

●宗祇が点じたるは、さやうの本ありしにこそ。されど今はしたがふべからず。湖月抄の本には「かうじもえよみやらず」とあり。

歌うき身世に

六丁才(翻刻一四ページ) **拾**今案、後撰恋二「まかり出

さね」とあり。青表紙になきは、写しおとされしか。

河清少納言枕草子、なまめかしきもの。三重かさねの扇。五重になりぬれはあまりあつくて云々。

桜のみへがさねとあるによれり

青表紙になきは写しおとされしか。●とのへさせ給へるけなり 十丁ウ(翻刻二〇ページ) **雅集**「万_{十八}朝なきにかこ等登能倍」。続日本紀_二「此天下乎治賜比諧賜比」。源葬八「さうぞく人のありさまいみじうとのへたりと見ゆる中にも」。同九「かたちすがたまばゆくとのへて」。わか紫廿三「よろづをととのへ給へり」。画合一「えならぬ御よそひども御櫛の箱云々、くさぐさの御さき物云々、心ことにととのへさせ給へり」。

●俗にいふが如く、物事のとりとどのひて全き意也。けは氣にて、けしきをいふ意也。

そしうなる

十一丁ウ(翻刻二〇ページ) **弄**奸。かたむ心也。朝にも出つかへぬものの中に、上手などをたづね出給へる、と也。

●細_そしうは奸_じ字、かたむ心也。公方の御用などには出つかへずして、隠れぬる者の中に物の上などあるをはめし出し侍る、と也。

●なほ箋等にも同じ様のところ也。河海には、「おほやけことかたむものしどもを」とて出されしは、河内本の意なるべけれど、かつて考ふる所なし。●_な字は記されたれども、いかにとも考へわたす事なければ、其ままさしおく也。按に、細流・弄花などに奸と記されたるは、河海の謬_りにはられたるにや。是にてそしうなるの意は解へからず。しうは秀字などか。又そは疎などにて、しうは別に字あらん歟。考へて定むべし。

(※河海抄には「おほやけことかたむものしどもを 奸」と記されている)

弓のけち

同(翻刻三三ページ) **河**踏歌後宴。弓_結也。延喜七年二月廿

二日御記云、**鞞掌**ハ所_レ奉_二仕踏歌_一後宴_二云云。御射場中務親王左大臣以下侍。更召_二殿上公卿_一。預_二召立_二書別_一。如_レ例御賭物臣下賭。

細今年右大臣の踏歌後宴ある也。私の宴例考べしとあり。踏歌後宴なり。弓をいる事あり。一勘、定れる事にはあらず。藤花の時分の宴なれば、かくのごとくとりなし侍る也。

箋惣別は踏歌の後宴に弓の結ある、それはおほやけ事なり。この心は私に小弓遊有し其結に藤宴をせらるる也。箋聞書、弓をいたる結願などのやうの義也。おしあけにの心也。

花二条のおとどにて小弓あそびありて、その結に藤の花のえんせられし也。円融院御集に、「結の比宮にわたらせ給ひて、弓はりの山のはさして入ときはあやしくものそかなしかりける。返し、宮。里ならて弓はりながら入月は山のはにだに立とまらなん」。師説、弓の結はもと禁中にてある事なるを、右大臣の家にてまなびせられし也。

釈すべて弓の結はおのづから一の名目となりたり。踏歌後宴を引れたるもここにはかなはぬにや。箋聞の説とて、「弓をいたる結願などのやう」とあるも、ここにはかなはず、ひが事也。ただ右大臣の方にてありし弓の結とみるべし。

藤の宴 同(翻刻三ページ) **河**飛香舎藤花宴有_レ興延喜二年三月廿日、此日左大臣飛香舎藤花下献物事歟

うつほ物語云、「三月中の十日ばかりに、ふぢぬの宮に藤の花の賀し給」。

花おほやけ事にならずらへて、右大臣の第にて藤花の宴あり。又天曆三年四月十二日飛香舎藤花宴には、和歌管結等あり。

女みこたちなども 十二丁ウ(翻刻三ページ) **細**源と右大臣と御中よろしからぬ間、ついでがてらよそよそしからずし給へと教訓ある也。御門の御子たちをそだて給ふ弘徽殿なれば、おしなべてのやうにはおぼすまじき、と也。弄同

をもて長明のはじめてよまれたる事にて、これよりさきには人しらずと彼人の無名抄に見えたり。催馬楽にいへる石川、鴨川の別名ならば、歌主あはせて申さるべし。又世にも知人おほかるべければ、歌合の時難ずるにも及ぶべからず。これは河内国石川郡なるべし。其ゆゑは、姓氏録に河内国諸蕃に、「大貊連は出自_二高麗_一国人伊里斯沙礼斯_二也。大貊連出自_二高麗_一溢士福貴王_二也。嶋木高麗国伊理和須使主之後也」。これら石川郡におかれたる歟。さて其従者どもの末のものなど、取かくしたる事ありけるにや。

花源氏の君あふぎのぬしをしらんためのはかり事に、石川のこまう人におびをとられてからきくいする、とこたふを、「あふぎをとられて」といひかへたり。あふぎのぬしはやがて心得べきなり。

いどうれしきものから 十五丁ウ(翻刻二八ページ) **花**「草の原をはとはじと思ふ」といひしその人のこゑとはききなせり。「うれしき物から」の結語の詞、おもしろくかきなせり。かつがつうれしくはあれども、いまだ六の君とはたしかにしらぬころをふくませたり。

箋花説さも有ぬべし。此物語、誠に物語の眼也。源氏の心にあくがれて有明のゆくへを尋ねたき心なれば、此時其人はたしかに知ぬるは本意のうへの本意也。されば女の身にて、人にこそよれ、かるがるしき事やと、心に浅く思給ふよし也。源氏の性、万事においてかくのごとし。眼をつくべし。

細花鳥説、面白し。但し師説、此結語は、返歌をし給ふ事はうれしくはあれども、女の身にとりてはちとかがろし、とおぼしたる也。是源の性也。いづくにも此心あり。

弄尋あひたるはうれしけれども、女のすべきさまは然べからずと思給ふ心あれば、「物から」といひのこしたり。是又源の性也。花鳥説も

玉「みこ」とあるは姫宮たちのごとく聞ゆれども、このやうを思ふに、なほ右大臣の御むすめたちの事とこそ聞えたれ。源氏君の御姉妹としては事のさまおたやかならず。

玉補小櫛「云々」とあれど、いかあがらん。天子臣下の子を「みこ」との給ふ事ありや。いとおぼつかなし。

釈細流に「源と右大臣と御中よからぬ間云々、御教訓ある也」とあるは過たり。玉小櫛なるは、玉小櫛補遺に弁へたるか如し。うつなく臣子の子を「み子」とは宣ふまじきなり。

桜のからのきの御なほし 十三丁オ(翻刻二四ページ) **河**「からのき」とは、唐綺也。うすきからあや也。さてここに直衣布袴事とて例を多く挙げられたれど、さのみはとて今は悉く省く。本書を見るべし。

花六条院は、さくらのからのきの御なほし、いまやうの御そひきかさねて、しどけなき大君すがた、いよいよたとへんかたなし。今按、此物語に二所おなじ御よそひの事をかけり云々。

袖口などたうかのをり 十四丁オ(翻刻二四ページ) **花**棠花物語に、枇杷殿妍子三条頼后道長公安の大饗に、女房の袖口のごとくしくいだされたるをば、小野宮右大臣実資公は難ぜられしことあり。いまの物語にも、こうきでんの女御のかどめい給へる御かたにて、袖口とも目にたつばかりいだけたるを、源氏君はふさはしからず思給ひて、藤つぼわたりにはかうやうにことごとくはしたまはぬ物を、と思あはせ給ふ也。

細けふはうちうちなる事を、あまりにことごとくしきさまと也。

扇をとられて 同ウ(翻刻二六ページ) **河**伊之加波乃云々。源氏、扇をとられたるを是によせて「さまかへたる高麗人かな」と云々。

拾細催馬楽石川の歌云々。抄聞書石川は加茂の名所なり。むかし高麗人の住しなり。今按、鴨川を「石川や蟬の小川」といふ事は、加茂の縁起

其故あるにや。五六君の間末三分明云々、此外心あり。いつれも面白歟。此時のさまうれしけれども、猶あぢきなく物思るるべき心をこめて、「物から」といへるにや云々。感あるにや。聞書、うれしき物からかるがるしき也。私云、うれしき物からかるがるしき、が正説也。花に、五六分明ならねど、弄箋に、いよいよ物思ひのます、といふは異説也。然ども、いつれも面白しと心得へし。

箋細凡源氏物語の中にも此卷すぐれたると也。六百番歌合にも、「紫式部は歌よみの程よりも物かく筆は殊勝の上、花の宴の巻はことに艶なる物也云々」。

釈こはいひのこしたる説なれば、うるさけれど悉く挙たり。おのが説は評釈の中に挙げたるが如し。